

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月） 新旧対照表（令和5年3月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	新	旧	摘要																								
5-1-1	<p>第5章 間接工事費の施工歩掛 1節 回航・えい航費 1 総則</p> <p>1-2 積算ツリー</p> <table border="1"> <tr> <td>工種(レベル2)</td> <td>種別(レベル3)</td> <td>細別(レベル4)</td> <td>積算要素</td> </tr> </table> <p>1-3 用語の定義 1-3-1 回航・えい航 1) 回航：航行距離が片道25哩（約46.3km）以上（一平水区域内の回航は除く）の場合 2) えい航：航行距離が片道25哩（約46.3km）未満または一平水区域の場合 3) 平水区域とは、次のものをいう。 (1) 船舶安全法施行規則第1条、第6項による平水区域（港域等） ア. 函館山大鼻岬から葛登支岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域 イ. 尻別川口突端から弁慶岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域 ウ. 高島岬から百三十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域 エ. 野付埼灯台から二百四十九度に引いた線及び陸岸により囲まれた区域 オ. <u>北海道末広埼から同道大黒島砂崎まで引いた線、同島南端から同道尻羽埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域</u></p> <p>2 回航 回航に含まれる代価表は、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細別(レベル4)</th> <th colspan="2">代価表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回航・えい航費</td> <td>回航</td> <td>回航</td> <td>回航費 1回当り</td> </tr> </tbody> </table>	工種(レベル2)	種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素	種別(レベル3)	細別(レベル4)	代価表		回航・えい航費	回航	回航	回航費 1回当り	<p>第5章 間接工事費の施工歩掛 1節 回航・えい航費 1 総則</p> <p>1-2 積算ツリー</p> <table border="1"> <tr> <td>工種(レベル2)</td> <td>種別(レベル3)</td> <td>細目(レベル4)</td> <td>積算要素</td> </tr> </table> <p>1-3 用語の定義 1-3-1 回航・えい航 1) 回航：航行距離が片道25哩（約46.3km）以上（一平水区域内の回航は除く）の場合 2) えい航：航行距離が片道25哩（約46.3km）未満または一平水区域の場合 3) 平水区域とは、次のものをいう。 (1) 船舶安全法施行規則第1条、第5項による平水区域（港域等） ア. 函館山大鼻岬から葛登支岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域 イ. 尻別川口右岸から弁慶岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域 ウ. 高島岬から神居古澤まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域 エ. 野付埼灯台から二百四十九度に引いた線及び陸岸により囲まれた区域 オ. <u>尻羽岬から大黒島南線まで引いた線、同島砂崎から末広崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域</u></p> <p>2 回航 回航に含まれる代価表は、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細目(レベル4)</th> <th colspan="2">代価表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回航・えい航費</td> <td>回航</td> <td>回航</td> <td>回航費 1回当り</td> </tr> </tbody> </table>	工種(レベル2)	種別(レベル3)	細目(レベル4)	積算要素	種別(レベル3)	細目(レベル4)	代価表		回航・えい航費	回航	回航	回航費 1回当り	<p>語句の修正</p> <p>語句の修正（土木基準準拠）</p> <p>語句の修正</p>
工種(レベル2)	種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素																								
種別(レベル3)	細別(レベル4)	代価表																									
回航・えい航費	回航	回航	回航費 1回当り																								
工種(レベル2)	種別(レベル3)	細目(レベル4)	積算要素																								
種別(レベル3)	細目(レベル4)	代価表																									
回航・えい航費	回航	回航	回航費 1回当り																								
5-1-3	<p>2-2 積算条件の設定 2-2-3 回航距離の算出 出発港から到着港までの回航距離は、海上保安庁海洋情報部が発行する「航海用海図」、「航海用電子海図」、「海の基本図」により算出することを原則とする。</p> <p>2-3 回航の積算 2-3-2 運転費の算出</p> <p>(2) 労務費 労務費 = (※労務単価 + 乗船手当) × 乗組員数 × 供用日数 (N_i) (小数1位切捨て) ※労務単価は「水産基盤整備(漁場)設計積算基準第2章 1節 2-1-2 労務単価の補正 4) 2交代制の場合の労務単価」による。</p> <p>(3) 上乘費 上乘費 = (※労務単価 + 乗船手当) × 上乘員数 × 供用日数 (N_i) (小数1位切捨て) ※労務単価は「水産基盤整備(漁場)設計積算基準第2章 1節 2-1-2 労務単価の補正 4) 2交代制の場合の労務単価」による。</p>	<p>2-2 積算条件の設定 2-2-3 回航距離の算出 出発港から到着港までの回航距離は、海上保安庁海洋情報部編集の「<u>距離表</u>」により算出することを原則とする。</p> <p>2-3 回航の積算 2-3-2 運転費の算出</p> <p>(2) 労務費 労務費 = (※労務単価 + 乗船手当) × 乗組員数 × 供用日数 (N_i) (小数1位切捨て) ※労務単価は「水産基盤整備(漁場)設計積算基準第2章 1節 2-1-2 労務単価の補正 4) 2交代制の場合の労務単価」による。</p> <p>(3) 上乘費 上乘費 = (※労務単価 + 乗船手当) × 上乘員数 × 供用日数 (N_i) (小数1位切捨て) ※労務単価は「水産基盤整備(漁場)設計積算基準第2章 1節 2-1-2 労務単価の補正 4) 2交代制の場合の労務単価」による。</p>	<p>語句の修正</p> <p>実態にあわせた算出元の変更</p> <p>語句の修正</p>																								
5-1-5	<p>2-3-2 運転費の算出</p> <p>(2) 労務費 労務費 = (※労務単価 + 乗船手当) × 乗組員数 × 供用日数 (N_i) (小数1位切捨て) ※労務単価は「水産基盤整備(漁場)設計積算基準第2章 1節 2-1-2 労務単価の補正 4) 2交代制の場合の労務単価」による。</p> <p>(3) 上乘費 上乘費 = (※労務単価 + 乗船手当) × 上乘員数 × 供用日数 (N_i) (小数1位切捨て) ※労務単価は「水産基盤整備(漁場)設計積算基準第2章 1節 2-1-2 労務単価の補正 4) 2交代制の場合の労務単価」による。</p>	<p>2-3-2 運転費の算出</p> <p>(2) 労務費 労務費 = (※労務単価 + 乗船手当) × 乗組員数 × 供用日数 (N_i) (小数1位切捨て) ※労務単価は「水産基盤整備(漁場)設計積算基準第2章 1節 2-1-2 労務単価の補正 4) 2交代制の場合の労務単価」による。</p> <p>(3) 上乘費 上乘費 = (※労務単価 + 乗船手当) × 上乘員数 × 供用日数 (N_i) (小数1位切捨て) ※労務単価は「水産基盤整備(漁場)設計積算基準第2章 1節 2-1-2 労務単価の補正 4) 2交代制の場合の労務単価」による。</p>	<p>語句の修正</p>																								
5-1-9	<p>(2) 労務費 労務費 = (※労務単価 + 乗船手当) × 乗組員数 × 供用日数 (N_i) (小数1位切捨て) ※労務単価は「水産基盤整備(漁場)設計積算基準第2章 1節 2-1-2 労務単価の補正 4) 2交代制の場合の労務単価」による。</p> <p>(3) 上乘費 上乘費 = (※労務単価 + 乗船手当) × 上乘員数 × 供用日数 (N_i) (小数1位切捨て) ※労務単価は「水産基盤整備(漁場)設計積算基準第2章 1節 2-1-2 労務単価の補正 4) 2交代制の場合の労務単価」による。</p>	<p>(2) 労務費 労務費 = (※労務単価 + 乗船手当) × 乗組員数 × 供用日数 (N_i) (小数1位切捨て) ※労務単価は「水産基盤整備(漁場)設計積算基準第2章 1節 2-1-2 労務単価の補正 4) 2交代制の場合の労務単価」による。</p> <p>(3) 上乘費 上乘費 = (※労務単価 + 乗船手当) × 上乘員数 × 供用日数 (N_i) (小数1位切捨て) ※労務単価は「水産基盤整備(漁場)設計積算基準第2章 1節 2-1-2 労務単価の補正 4) 2交代制の場合の労務単価」による。</p>	<p>語句の修正</p>																								

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月） 新旧対照表（令和5年3月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	新	旧	摘要																
5-1-16	<p>3 えい航 えい航に含まれる代価表は、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細別(レベル4)</th> <th>代 価 表</th> </tr> </table>	種別(レベル3)	細別(レベル4)	代 価 表	<p>3 えい航 えい航に含まれる代価表は、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細目(レベル4)</th> <th>代 価 表</th> </tr> </table>	種別(レベル3)	細目(レベル4)	代 価 表	語句の修正										
種別(レベル3)	細別(レベル4)	代 価 表																	
種別(レベル3)	細目(レベル4)	代 価 表																	
5-1-17	<p>3-2 積算条件の設定</p>	<p>3-2 積算条件の設定</p>	実態にあわせた算出元の変更																
5-1-20	<p>3-2-3 えい航距離の算出 えい航距離は、海上保安庁海洋情報部が発行する「航海用海図」、「航海用電子海図」、「海の基本図」により算出することを原則とする。</p>	<p>3-2-3 えい航距離の算出 えい航距離は、海上保安庁海洋情報部編集の「距離表」により算出することを原則とする。</p>																	
5-2-1	<p>3-3 えい航の積算 3-3-1 運転費の算出</p> <p>(2) 労務費</p> <p>(25 哩以上(航行距離(片道)) の場合 労務費 = (※労務単価 + 乗船手当) × ※乗組員数 × 供用日数 (N₁) (小数1位切捨て) ※労務単価は「水産基盤整備(漁場)設計積算基準 第2章 1節 2-1-2 労務単価の補正 4) 2交代制の場合の労務単価」による。</p>	<p>3-3 えい航の積算 3-3-1 運転費の算出</p> <p>(2) 労務費</p> <p>(25 哩以上(航行距離(片道)) の場合 労務費 = (※労務単価 + 乗船手当) × ※乗組員数 × 供用日数 (N₁) (小数1位切捨て) ※労務単価は「水産基盤整備(漁場)設計積算基準 第2章 1節 2-1-2 労務単価の補正 4) 2交代制の場合の労務単価」による。</p>	語句の修正																
5-2-2	<p>2 節 運 搬 費 1 総 則 1-2 積算ツリー</p> <table border="1"> <tr> <td>工種(レベル2)</td> <td>種別(レベル3)</td> <td>細別(レベル4)</td> <td>積算要素</td> </tr> </table> <p>2 建設機械器具等運搬費 建設機械器具等運搬費に含まれる代価表は、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細別(レベル4)</th> <th>積算要素</th> <th>代 価 表</th> </tr> </table>	工種(レベル2)	種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素	種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素	代 価 表	<p>2 節 運 搬 費 1 総 則 1-2 積算ツリー</p> <table border="1"> <tr> <td>工種(レベル2)</td> <td>種別(レベル3)</td> <td>細目(レベル4)</td> <td>積算要素</td> </tr> </table> <p>2 建設機械器具等運搬費 建設機械器具等運搬費に含まれる代価表は、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細目(レベル4)</th> <th>積算要素</th> <th>代 価 表</th> </tr> </table>	工種(レベル2)	種別(レベル3)	細目(レベル4)	積算要素	種別(レベル3)	細目(レベル4)	積算要素	代 価 表	
工種(レベル2)	種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素																
種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素	代 価 表																
工種(レベル2)	種別(レベル3)	細目(レベル4)	積算要素																
種別(レベル3)	細目(レベル4)	積算要素	代 価 表																

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月） 新旧対照表（令和5年3月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	新	旧	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5-2-11	<p>3 仮設材等運搬 仮設材運搬に含まれる代価表は、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細別(レベル4)</th> <th>代 価 表</th> </tr> </thead> </table>	種別(レベル3)	細別(レベル4)	代 価 表	<p>3 仮設材等運搬 仮設材運搬に含まれる代価表は、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細目(レベル4)</th> <th>代 価 表</th> </tr> </thead> </table>	種別(レベル3)	細目(レベル4)	代 価 表	語句の修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
種別(レベル3)	細別(レベル4)	代 価 表																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
種別(レベル3)	細目(レベル4)	代 価 表																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
5-2-13	<p>3-3-2 施工歩掛</p> <p>2) 積込、取卸費 (1) 仮設材の積込・取卸費は表4による。 (2) 仮設材等（鋼矢板、H型鋼、覆工板、敷鉄板等）の積込・取卸費とする。 また、敷鉄板については、第3章6節 仮設工 参考資料-1の敷鉄板設置撤去歩掛で計上した敷鉄板を対象とする。</p>	<p>3-3-2 施工歩掛</p> <p>2) 積込、取卸費 (1) 仮設材の積込・取卸費は表4による。 (2) 仮設材等（鋼矢板、H型鋼、覆工板、敷鉄板等）の積込・取卸費とする。 また、敷鉄板については、第3章7節 仮設工 参考資料-1の敷鉄板設置撤去歩掛で計上した敷鉄板を対象とする。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
5-2-15	<p>参考資料-1 仮設鋼材の輸送起算点 (1) 仮設鋼材の輸送起算点は下記の所在地を参考とする。</p> <p>表3.1 輸送起算点（仮設鋼材）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>旭川市</th> <th>苫小牧市</th> <th>北広島市</th> <th>千歳市</th> <th>江別市</th> <th>伊達市</th> <th>比布町</th> <th>池田町</th> <th>美幌町</th> <th>各市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鋼矢板</td> <td>Ⅲ型</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Ⅳ型</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>軽量鋼矢板</td> <td>Ⅱ型</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">H型鋼 山留材 (主材・副部材)</td> <td>H-200</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H-250</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H-300</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H-350</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H-400</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(桁材)</td> <td>H-594</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>覆工板</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>仮設防護柵</td> <td>Gr-C-2B-2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>仮設落石防護柵</td> <td>H-125</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>敷鉄板</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 各市各町で示されている起算点の起算場所は、市役所又は役場とする。 2. 次の事項により上表により難しい場合は、別途実態を勘案のうえ積算すること。 ・使用数量が特に多い場合 ・近傍にて数量を確保できる場合（鋼矢板・H形鋼・覆工板・仮設防護柵・仮設落石防護柵） ・近傍にて数量を確保できない場合（敷鉄板） ・上表に無い特別な資材については別途考慮する。 3. 敷鉄板については、第3章6節 仮設工 参考資料-1の敷鉄板設置・撤去歩掛で計上した敷鉄板を対象とする。</p>	所在地	旭川市	苫小牧市	北広島市	千歳市	江別市	伊達市	比布町	池田町	美幌町	各市町村	鋼矢板	Ⅲ型	—	—	○	○	○	—	○	○	—	Ⅳ型	—	—	○	○	○	—	—	—	—	軽量鋼矢板	Ⅱ型	—	—	—	—	○	—	—	—	—	H型鋼 山留材 (主材・副部材)	H-200	—	—	○	—	○	—	—	—	—	H-250	—	—	○	—	○	—	—	—	—	H-300	—	—	○	○	○	—	○	○	—	H-350	—	—	○	○	○	—	—	—	—	H-400	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	(桁材)	H-594	—	—	—	—	—	—	—	—	—	覆工板		—	—	○	○	○	—	—	○	—	仮設防護柵	Gr-C-2B-2	—	—	○	—	○	—	○	○	—	仮設落石防護柵	H-125	○	○	—	—	—	○			—	敷鉄板										○	<p>参考資料-1 仮設鋼材の輸送起算点 (1) 仮設鋼材の輸送起算点は下記の所在地を参考とする。</p> <p>表3.1 輸送起算点（仮設鋼材）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>旭川市</th> <th>苫小牧市</th> <th>北広島市</th> <th>千歳市</th> <th>江別市</th> <th>伊達市</th> <th>比布町</th> <th>池田町</th> <th>美幌町</th> <th>各市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鋼矢板</td> <td>Ⅲ型</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Ⅳ型</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>軽量鋼矢板</td> <td>Ⅱ型</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">H型鋼 山留材 (主材・副部材)</td> <td>H-200</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H-250</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H-300</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H-350</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H-400</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(桁材)</td> <td>H-594</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>覆工板</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>仮設防護柵</td> <td>Gr-C-2B-2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>仮設落石防護柵</td> <td>H-125</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>敷鉄板</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 各市各町で示されている起算点の起算場所は、市役所又は役場とする。 2. 次の事項により上表により難しい場合は、別途実態を勘案のうえ積算すること。 ・使用数量が特に多い場合 ・近傍にて数量を確保できる場合（鋼矢板・H形鋼・覆工板・仮設防護柵・仮設落石防護柵） ・近傍にて数量を確保できない場合 ・上表に無い特別な資材については別途考慮する。 3. 敷鉄板については、第3章7節 仮設工 参考資料-1の敷鉄板設置・撤去歩掛で計上した敷鉄板を対象とする。</p>	所在地	旭川市	苫小牧市	北広島市	千歳市	江別市	伊達市	比布町	池田町	美幌町	各市町村	鋼矢板	Ⅲ型	—	—	○	○	○	—	○	○	—	Ⅳ型	—	—	○	○	○	—	—	—	—	軽量鋼矢板	Ⅱ型	—	—	—	—	○	—	—	—	—	H型鋼 山留材 (主材・副部材)	H-200	—	—	○	—	○	—	—	—	—	H-250	—	—	○	—	○	—	—	—	—	H-300	—	—	○	○	○	—	○	○	—	H-350	—	—	○	○	○	—	—	—	—	H-400	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	(桁材)	H-594	—	—	—	—	—	—	—	—	—	覆工板		—	—	○	○	○	—	—	○	—	仮設防護柵	Gr-C-2B-2	—	—	○	—	○	—	○	○	—	仮設落石防護柵	H-125	○	○	—	—	—	○			—	敷鉄板										○
所在地	旭川市	苫小牧市	北広島市	千歳市	江別市	伊達市	比布町	池田町	美幌町	各市町村																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
鋼矢板	Ⅲ型	—	—	○	○	○	—	○	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	Ⅳ型	—	—	○	○	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
軽量鋼矢板	Ⅱ型	—	—	—	—	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
H型鋼 山留材 (主材・副部材)	H-200	—	—	○	—	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	H-250	—	—	○	—	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	H-300	—	—	○	○	○	—	○	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	H-350	—	—	○	○	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
H-400	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(桁材)	H-594	—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
覆工板		—	—	○	○	○	—	—	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
仮設防護柵	Gr-C-2B-2	—	—	○	—	○	—	○	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
仮設落石防護柵	H-125	○	○	—	—	—	○			—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
敷鉄板										○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
所在地	旭川市	苫小牧市	北広島市	千歳市	江別市	伊達市	比布町	池田町	美幌町	各市町村																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
鋼矢板	Ⅲ型	—	—	○	○	○	—	○	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	Ⅳ型	—	—	○	○	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
軽量鋼矢板	Ⅱ型	—	—	—	—	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
H型鋼 山留材 (主材・副部材)	H-200	—	—	○	—	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	H-250	—	—	○	—	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	H-300	—	—	○	○	○	—	○	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	H-350	—	—	○	○	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
H-400	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(桁材)	H-594	—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
覆工板		—	—	○	○	○	—	—	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
仮設防護柵	Gr-C-2B-2	—	—	○	—	○	—	○	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
仮設落石防護柵	H-125	○	○	—	—	—	○			—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
敷鉄板										○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月） 新旧対照表（令和5年3月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	新	旧	摘要																																										
5-3-1	<p>3節 準備費 1. 総則</p> <p>1-2 積算ツリー</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 工種(レベル2) 種別(レベル3) 細別(レベル4) </div> <p>2. 準備費 準備費に含まれる代価表は、下表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細別(レベル4)</th> <th colspan="2">積算要素 (レベル6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備費</td> <td>準備費</td> <td>準備費</td> <td>準備費 1式当り</td> </tr> </tbody> </table>	種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素 (レベル6)		準備費	準備費	準備費	準備費 1式当り	<p>3節 準備費 1. 総則</p> <p>1-2 積算ツリー</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 工種(レベル2) 種別(レベル3) 細目(レベル4) </div> <p>2. 準備費 準備費に含まれる代価表は、下表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細目(レベル4)</th> <th colspan="2">積算要素 (レベル6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備費</td> <td>準備費</td> <td>準備費</td> <td>準備費 1式当り</td> </tr> </tbody> </table>	種別(レベル3)	細目(レベル4)	積算要素 (レベル6)		準備費	準備費	準備費	準備費 1式当り	語句の修正																										
種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素 (レベル6)																																											
準備費	準備費	準備費	準備費 1式当り																																										
種別(レベル3)	細目(レベル4)	積算要素 (レベル6)																																											
準備費	準備費	準備費	準備費 1式当り																																										
5-4-1	<p>4節 事業損失防止施設費 1 総則</p> <p>1-2 積算ツリー</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 工種(レベル2) 種別(レベル3) 細別(レベル4) 積算要素 </div> <p>1-4 数量計算等 1) 集計数値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細別(レベル4)</th> <th>積算要素 (レベル6)</th> <th>単位</th> <th>数 位</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">事業損失防止施設費</td> <td rowspan="4">水質汚濁防止膜</td> <td>汚濁防止膜設置・撤去費</td> <td rowspan="4">汚濁防止膜延長</td> <td rowspan="4">m</td> <td rowspan="4">1位止を原則とする。 四捨五入</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜移設費</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜保守管理費</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜清掃費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水質汚濁防止枠</td> <td>汚濁防止枠設置・撤去費</td> <td>汚濁防止枠基数</td> <td>基</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素 (レベル6)	単位	数 位	摘 要	事業損失防止施設費	水質汚濁防止膜	汚濁防止膜設置・撤去費	汚濁防止膜延長	m	1位止を原則とする。 四捨五入	汚濁防止膜移設費	汚濁防止膜保守管理費	汚濁防止膜清掃費		水質汚濁防止枠	汚濁防止枠設置・撤去費	汚濁防止枠基数	基		<p>4節 事業損失防止施設費 1 総則</p> <p>1-2 積算ツリー</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 工種(レベル2) 種別(レベル3) 細目(レベル4) 積算要素 </div> <p>1-4 数量計算等 1) 集計数値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細目(レベル4)</th> <th>積算要素 <u>(レベル6)</u></th> <th>単位</th> <th>数 位</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">事業損失防止施設費</td> <td rowspan="4">水質汚濁防止膜</td> <td>汚濁防止膜設置・撤去</td> <td rowspan="4">汚濁防止膜延長</td> <td rowspan="4">m</td> <td rowspan="4">1位止を原則とする。 四捨五入</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜移設</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜保守管理</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜清掃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水質汚濁防止枠</td> <td>汚濁防止枠設置・撤去</td> <td>汚濁防止枠基数</td> <td>基</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別(レベル3)	細目(レベル4)	積算要素 <u>(レベル6)</u>	単位	数 位	摘 要	事業損失防止施設費	水質汚濁防止膜	汚濁防止膜設置・撤去	汚濁防止膜延長	m	1位止を原則とする。 四捨五入	汚濁防止膜移設	汚濁防止膜保守管理	汚濁防止膜清掃		水質汚濁防止枠	汚濁防止枠設置・撤去	汚濁防止枠基数	基		
種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素 (レベル6)	単位	数 位	摘 要																																								
事業損失防止施設費	水質汚濁防止膜	汚濁防止膜設置・撤去費	汚濁防止膜延長	m	1位止を原則とする。 四捨五入																																								
		汚濁防止膜移設費																																											
		汚濁防止膜保守管理費																																											
		汚濁防止膜清掃費																																											
	水質汚濁防止枠	汚濁防止枠設置・撤去費	汚濁防止枠基数	基																																									
種別(レベル3)	細目(レベル4)	積算要素 <u>(レベル6)</u>	単位	数 位	摘 要																																								
事業損失防止施設費	水質汚濁防止膜	汚濁防止膜設置・撤去	汚濁防止膜延長	m	1位止を原則とする。 四捨五入																																								
		汚濁防止膜移設																																											
		汚濁防止膜保守管理																																											
		汚濁防止膜清掃																																											
		水質汚濁防止枠	汚濁防止枠設置・撤去	汚濁防止枠基数	基																																								

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月） 新旧対照表（令和5年3月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	新	旧	摘要																																								
5-4-2	<p>2 水質汚濁防止膜 水質汚濁防止膜に含まれる代価表は、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細別(レベル4)</th> <th>積算要素</th> <th>代 価 表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">事業損失防止施設費</td> <td rowspan="6">水質汚濁防止膜</td> <td rowspan="3">汚濁防止膜設置・撤去費</td> <td>汚濁防止膜設置 120m当り</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜撤去 120m当り</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜賃料 1式当り</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜移設費</td> <td>汚濁防止膜移設 120m当り</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜保守管理費</td> <td>汚濁防止膜点検 1式当り</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜清掃費</td> <td>汚濁防止膜清掃 100㎡当り 処分費 1式当り</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-3 汚濁防止膜設置・撤去費 2-3-1 代価表作成手順 [汚濁防止膜設置・撤去費の積算]</p>	種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素	代 価 表	事業損失防止施設費	水質汚濁防止膜	汚濁防止膜設置・撤去費	汚濁防止膜設置 120m当り	汚濁防止膜撤去 120m当り	汚濁防止膜賃料 1式当り	汚濁防止膜移設費	汚濁防止膜移設 120m当り	汚濁防止膜保守管理費	汚濁防止膜点検 1式当り	汚濁防止膜清掃費	汚濁防止膜清掃 100㎡当り 処分費 1式当り	<p>2 水質汚濁防止膜 水質汚濁防止膜に含まれる代価表は、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細目(レベル4)</th> <th>積算要素</th> <th>代 価 表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">事業損失防止施設費</td> <td rowspan="6">水質汚濁防止膜</td> <td rowspan="3">汚濁防止膜設置・撤去</td> <td>汚濁防止膜設置 120m当り</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜撤去 120m当り</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜賃料 1式当り</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜移設</td> <td>汚濁防止膜移設 120m当り</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜保守管理</td> <td>汚濁防止膜点検 1式当り</td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜清掃</td> <td>汚濁防止膜清掃 100㎡当り 処分費 1式当り</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-3 汚濁防止膜設置・撤去 2-3-1 代価表作成手順 [汚濁防止膜設置・撤去の積算]</p>	種別(レベル3)	細目(レベル4)	積算要素	代 価 表	事業損失防止施設費	水質汚濁防止膜	汚濁防止膜設置・撤去	汚濁防止膜設置 120m当り	汚濁防止膜撤去 120m当り	汚濁防止膜賃料 1式当り	汚濁防止膜移設	汚濁防止膜移設 120m当り	汚濁防止膜保守管理	汚濁防止膜点検 1式当り	汚濁防止膜清掃	汚濁防止膜清掃 100㎡当り 処分費 1式当り	<p>語句の修正</p>								
種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素	代 価 表																																								
事業損失防止施設費	水質汚濁防止膜	汚濁防止膜設置・撤去費	汚濁防止膜設置 120m当り																																								
			汚濁防止膜撤去 120m当り																																								
			汚濁防止膜賃料 1式当り																																								
		汚濁防止膜移設費	汚濁防止膜移設 120m当り																																								
		汚濁防止膜保守管理費	汚濁防止膜点検 1式当り																																								
		汚濁防止膜清掃費	汚濁防止膜清掃 100㎡当り 処分費 1式当り																																								
種別(レベル3)	細目(レベル4)	積算要素	代 価 表																																								
事業損失防止施設費	水質汚濁防止膜	汚濁防止膜設置・撤去	汚濁防止膜設置 120m当り																																								
			汚濁防止膜撤去 120m当り																																								
			汚濁防止膜賃料 1式当り																																								
		汚濁防止膜移設	汚濁防止膜移設 120m当り																																								
		汚濁防止膜保守管理	汚濁防止膜点検 1式当り																																								
		汚濁防止膜清掃	汚濁防止膜清掃 100㎡当り 処分費 1式当り																																								
5-4-3	2-4 汚濁防止膜移設費	2-4 汚濁防止膜移設																																									
5-4-4	2-5 汚濁防止膜保守管理費	2-5 汚濁防止膜保守管理																																									
	2-6 汚濁防止膜清掃費	2-6 汚濁防止膜清掃																																									
5-4-6	<p>3. 水質汚濁防止柵 水質汚濁防止柵に含まれる代価方は、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細別(レベル4)</th> <th colspan="2">代 価 表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業損失防止施設費</td> <td>水質汚濁防止柵</td> <td>汚濁防止柵設置・撤去費</td> <td>汚濁防止柵設置 1基当り</td> </tr> </tbody> </table>	種別(レベル3)	細別(レベル4)	代 価 表		事業損失防止施設費	水質汚濁防止柵	汚濁防止柵設置・撤去費	汚濁防止柵設置 1基当り	<p>3. 水質汚濁防止柵 水質汚濁防止柵に含まれる代価方は、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細目(レベル4)</th> <th colspan="2">代 価 表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業損失防止施設費</td> <td>水質汚濁防止柵</td> <td>汚濁防止柵設置・撤去</td> <td>汚濁防止柵設置 1基当り</td> </tr> </tbody> </table>	種別(レベル3)	細目(レベル4)	代 価 表		事業損失防止施設費	水質汚濁防止柵	汚濁防止柵設置・撤去	汚濁防止柵設置 1基当り																									
種別(レベル3)	細別(レベル4)	代 価 表																																									
事業損失防止施設費	水質汚濁防止柵	汚濁防止柵設置・撤去費	汚濁防止柵設置 1基当り																																								
種別(レベル3)	細目(レベル4)	代 価 表																																									
事業損失防止施設費	水質汚濁防止柵	汚濁防止柵設置・撤去	汚濁防止柵設置 1基当り																																								
5-5-1	<p>5節 安全費 1 総則</p> <p>1-2 積算ツリー</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種(レベル2)</th> <th>種別(レベル3)</th> <th>細別(レベル4)</th> <th>積算要素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共通仮設費</td> <td rowspan="2">安全費</td> <td>標識</td> <td>浮標損料</td> </tr> <tr> <td>安全対策</td> <td>巡視・保安</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>安全監視船</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>交通誘導車</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>探査</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種(レベル2)	種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素	共通仮設費	安全費	標識	浮標損料	安全対策	巡視・保安				安全監視船				交通誘導車			探査		<p>5節 安全費 1 総則</p> <p>1-2 積算ツリー</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種(レベル2)</th> <th>種別(レベル3)</th> <th>細別(レベル4)</th> <th>積算要素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共通仮設費</td> <td rowspan="2">安全費</td> <td>標識</td> <td>浮標損料</td> </tr> <tr> <td>安全対策</td> <td>巡視・保安</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>安全監視船</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>探査</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種(レベル2)	種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素	共通仮設費	安全費	標識	浮標損料	安全対策	巡視・保安				安全監視船			探査		<p>運用資料記載内容について追加</p>
工種(レベル2)	種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素																																								
共通仮設費	安全費	標識	浮標損料																																								
		安全対策	巡視・保安																																								
			安全監視船																																								
			交通誘導車																																								
		探査																																									
工種(レベル2)	種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素																																								
共通仮設費	安全費	標識	浮標損料																																								
		安全対策	巡視・保安																																								
			安全監視船																																								
		探査																																									

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月） 新旧対照表（令和5年3月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	新	旧	摘要																																							
5-5-1	<p>2 標識 標識に含まれる代価表は、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細別(レベル4)</th> <th>代 価 表</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種別(レベル3)	細別(レベル4)	代 価 表				<p>2 標識 標識に含まれる代価表は、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細目(レベル4)</th> <th>代 価 表</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種別(レベル3)	細目(レベル4)	代 価 表				語句の修正																											
種別(レベル3)	細別(レベル4)	代 価 表																																								
種別(レベル3)	細目(レベル4)	代 価 表																																								
5-5-3	<p>3. 安全対策 安全対策に含まれる代価表は、下表のとおりである。 なお、関係施設等に近接した工事現場の出入り口等に配置する一般交通誘導を伴わない安全管理員等に要する費用に適用する。</p> <table border="1"> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細別(レベル4)</th> <th colspan="2">積算要素 (レベル6)</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">安 全 費</td> <td rowspan="3">安 全 対 策</td> <td>巡 視 ・ 保 安</td> <td>巡視・保安 1式当り</td> </tr> <tr> <td>安 全 監 視 船</td> <td>安全監視船 1式当り</td> </tr> <tr> <td><u>交 通 誘 導 車</u></td> <td><u>交通誘導車 1式当り</u></td> </tr> </table> <p>3-1 巡視・保安 3-1-1 代価表作成手順</p> <pre> graph TD A["・条件明示 ・現場条件"] --> B["1日当りの労務員数の算出"] B --> C["①1日当りの労務員数"] D["・現場条件"] --> E["所要日数の算出"] E --> F["②所要日数"] G["①1日当りの労務員数 ②所要日数"] --> H["代価表の作成"] H --> I["・巡視・保安 1式当り代価表"] C --> E F --> H </pre> <p>3-3 交通誘導車 3-3-1 代価表作成手順</p> <pre> graph TD A["・条件明示 ・現場条件"] --> B["1日当りの交通誘導車の台数算出"] B --> C["①交通誘導車台数"] D["・現場条件"] --> E["運転日数の算出"] E --> F["②運転日数"] G["①1日当りの交通誘導車台数 ②運転日数"] --> H["代価表の作成"] H --> I["・交通誘導車 1式当り代価表"] C --> E F --> H </pre> <p>3-3-2 施工歩掛 1) 代価表 (1) 交通誘導車 1式当り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>形 状 寸 法</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導車</td> <td>ライトバン(2WD) 1.5リットル</td> <td>台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑 材 料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 交通誘導車台数=陸上連携で必要とするトレーラー台数×交通誘導車必要台数</p>	種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素 (レベル6)		安 全 費	安 全 対 策	巡 視 ・ 保 安	巡視・保安 1式当り	安 全 監 視 船	安全監視船 1式当り	<u>交 通 誘 導 車</u>	<u>交通誘導車 1式当り</u>	名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	摘 要	交通誘導車	ライトバン(2WD) 1.5リットル	台			雑 材 料					<p>3. 安全対策 安全対策に含まれる代価表は、下表のとおりである。 なお、関係施設等に近接した工事現場の出入り口等に配置する一般交通誘導を伴わない安全管理員等に要する費用に適用する。</p> <table border="1"> <tr> <th>種別(レベル3)</th> <th>細別(レベル4)</th> <th colspan="2">積算要素 <u>(レベル6)</u></th> </tr> <tr> <td rowspan="3">安 全 費</td> <td rowspan="3">安 全 対 策</td> <td>巡 視 ・ 保 安</td> <td>巡視・保安 1式当り</td> </tr> <tr> <td>安 全 監 視 船</td> <td>安全監視船 1式当り</td> </tr> <tr> <td>安 全 監 視 船</td> <td>安全監視船 1式当り</td> </tr> </table> <p>3-1 巡視・保安 3-1-1 代価表作成手順</p> <pre> graph TD A["・条件明示 ・現場条件"] --> B["1日当りの労務員数の算出"] B --> C["①1日当りの労務員数"] D["・現場条件"] --> E["所要日数の算出"] E --> F["③所要日数"] G["①1日当りの労務員数"] --> H["代価表の作成"] H --> I["・巡視・保安 1式当り代価表"] C --> E F --> H </pre>	種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素 <u>(レベル6)</u>		安 全 費	安 全 対 策	巡 視 ・ 保 安	巡視・保安 1式当り	安 全 監 視 船	安全監視船 1式当り	安 全 監 視 船	安全監視船 1式当り	<p>語句の修正</p> <p>運用資料記載内容について追加</p>
種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素 (レベル6)																																								
安 全 費	安 全 対 策	巡 視 ・ 保 安	巡視・保安 1式当り																																							
		安 全 監 視 船	安全監視船 1式当り																																							
		<u>交 通 誘 導 車</u>	<u>交通誘導車 1式当り</u>																																							
名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	摘 要																																						
交通誘導車	ライトバン(2WD) 1.5リットル	台																																								
雑 材 料																																										
種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素 <u>(レベル6)</u>																																								
安 全 費	安 全 対 策	巡 視 ・ 保 安	巡視・保安 1式当り																																							
		安 全 監 視 船	安全監視船 1式当り																																							
		安 全 監 視 船	安全監視船 1式当り																																							
5-5-4	<p>3-3-2 施工歩掛 1) 代価表 (1) 交通誘導車 1式当り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>形 状 寸 法</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導車</td> <td>ライトバン(2WD) 1.5リットル</td> <td>台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑 材 料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 交通誘導車台数=陸上連携で必要とするトレーラー台数×交通誘導車必要台数</p>	名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	摘 要	交通誘導車	ライトバン(2WD) 1.5リットル	台			雑 材 料						<p>運用資料記載内容について追加</p>																								
名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	摘 要																																						
交通誘導車	ライトバン(2WD) 1.5リットル	台																																								
雑 材 料																																										

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月） 新旧対照表（令和5年3月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	新	旧	摘要												
5-7-1	<p>6節 役務費</p> <p>1 総則</p> <p>1-1 適用範囲 仮設工事、材料置き場等の土地借上げおよび道路等の占有に要する費用、ならびに電力・用水等基本料の算定に適用する。</p> <p>1-2 積算ツリー</p> <pre> graph LR A[工種(レベル2)] --> B[種別(レベル3)] B --> C[細別(レベル4)] C --> D[積算要素] D --> D1[土地借上げ・道路占用料等] D --> D2[電力・用水基本料金] D --> D3[港湾施設使用料等] E[共通仮設費] --> F[役務費] F --> G[借り上げ料等] G --> D </pre> <p>注) [] : 本節で取扱う水産基盤整備（漁場）歩掛</p> <p>1-3 積算フロー</p> <pre> graph TD A[共通仮設費] --> B[役務費] B --> C[土地借上げ・道路占用料等] B --> D[電力・用水基本料金] B --> E[港湾施設使用料等] </pre> <p>2 借上げ料等 借上げ料等に含まれる代価表は、下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="290 1157 1433 1209"> <tr> <td>種別(レベル3)</td> <td>細別(レベル4)</td> <td>積算要素 (レベル6)</td> </tr> </table> <p>7節 技術管理費</p> <p>1. 総則</p> <p>1-2 積算ツリー</p> <pre> graph LR A[工種(レベル2)] --> B[種別(レベル3)] B --> C[細別(レベル4)] </pre> <p>2. 技術管理費 技術管理費に含まれる代価表は、下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="290 1661 1433 1713"> <tr> <td>種別(レベル3)</td> <td>細別(レベル4)</td> <td>積算要素 (レベル6)</td> </tr> </table>	種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素 (レベル6)	種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素 (レベル6)	<p>6節 役務費</p> <p>1 総則</p> <p>1-1 適用範囲 仮設工事、材料置き場等の土地借上げおよび道路等の占有に要する費用、ならびに電力・用水等基本料の算定に適用する。</p> <p>1-2 積算ツリー</p> <pre> graph LR A[工種(レベル2)] --> B[種別(レベル3)] B --> C[細目(レベル4)] C --> D[積算要素] D --> D1[借上げ料等] D --> D2[電力・用水基本料金] D --> D3[岸壁使用料・係船料] E[共通仮設費] --> F[役務費] F --> G[借り上げ料等] G --> D </pre> <p>注) [] : 本節で取扱う水産基盤整備（漁場）歩掛</p> <p>1-3 積算フロー</p> <pre> graph TD A[共通仮設費] --> B[役務費] B --> C[借上げ料等] B --> D[電力・用水基本料金] B --> E[港湾施設使用料等] </pre> <p>2 借上げ料等 借上げ料等に含まれる代価表は、下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1501 1157 2644 1209"> <tr> <td>種別(レベル3)</td> <td>細目(レベル4)</td> <td>積算要素 <u>(レベル6)</u></td> </tr> </table> <p>7節 技術管理費</p> <p>1. 総則</p> <p>1-2 積算ツリー</p> <pre> graph LR A[工種(レベル2)] --> B[種別(レベル3)] B --> C[細目(レベル4)] </pre> <p>2. 技術管理費 技術管理費に含まれる代価表は、下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1501 1661 2644 1713"> <tr> <td>種別(レベル3)</td> <td>細目(レベル4)</td> <td>積算要素 <u>(レベル6)</u></td> </tr> </table>	種別(レベル3)	細目(レベル4)	積算要素 <u>(レベル6)</u>	種別(レベル3)	細目(レベル4)	積算要素 <u>(レベル6)</u>	<p>語句の修正</p>
種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素 (レベル6)													
種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素 (レベル6)													
種別(レベル3)	細目(レベル4)	積算要素 <u>(レベル6)</u>													
種別(レベル3)	細目(レベル4)	積算要素 <u>(レベル6)</u>													

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月） 新旧対照表（令和5年3月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	新	旧	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
単-9	<p>単価表</p> <p>別表-4 就業時間別の船員供用係数 船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (1ワッチ制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係数 ラン ク</th> <th rowspan="3">船 船 供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数 (β)</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業8時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 0時間]</th> <th colspan="2">就業9時間 [超勤時間 1時間] [深夜時間 0時間]</th> <th colspan="2">就業10時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 0時間]</th> <th colspan="2">就業11時間 [超勤時間 3時間] [深夜時間 0時間]</th> </tr> <tr> <th>船 長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船 長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船 長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船 長・高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.20</td><td>1.20</td><td>1.32</td><td>1.32</td><td>1.43</td><td>1.43</td><td>1.55</td><td>1.55</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1.80</td><td>1.30</td><td>1.30</td><td>1.42</td><td>1.42</td><td>1.53</td><td>1.53</td><td>1.65</td><td>1.65</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>2.05</td><td>1.45</td><td>1.45</td><td>1.57</td><td>1.57</td><td>1.68</td><td>1.68</td><td>1.80</td><td>1.80</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>2.25</td><td>1.60</td><td>1.60</td><td>1.72</td><td>1.72</td><td>1.83</td><td>1.83</td><td>1.95</td><td>1.95</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>2.45</td><td>1.70</td><td>1.70</td><td>1.82</td><td>1.82</td><td>1.93</td><td>1.93</td><td>2.05</td><td>2.05</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>2.65</td><td>1.80</td><td>1.80</td><td>1.92</td><td>1.92</td><td>2.03</td><td>2.03</td><td>2.15</td><td>2.15</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>2.90</td><td>1.95</td><td>1.95</td><td>2.07</td><td>2.07</td><td>2.18</td><td>2.18</td><td>2.30</td><td>2.30</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>3.20</td><td>2.15</td><td>2.15</td><td>2.27</td><td>2.27</td><td>2.38</td><td>2.38</td><td>2.50</td><td>2.50</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>3.70</td><td>2.40</td><td>2.40</td><td>2.52</td><td>2.52</td><td>2.63</td><td>2.63</td><td>2.75</td><td>2.75</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (2ワッチ制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係数 ラン ク</th> <th rowspan="3">船 船 供用係数</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数 (β)</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業16時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 1時間]</th> <th colspan="2">就業18時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 3時間]</th> <th colspan="2">就業20時間 [超勤時間 4時間] [深夜時間 4時間]</th> <th colspan="2">就業22時間 [超勤時間 6時間] [深夜時間 6時間]</th> </tr> <tr> <th>船 長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船 長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船 長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船 長・高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.21</td><td>1.21</td><td>1.35</td><td>1.35</td><td>1.48</td><td>1.48</td><td>1.62</td><td>1.62</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1.80</td><td>1.31</td><td>1.31</td><td>1.45</td><td>1.45</td><td>1.58</td><td>1.58</td><td>1.72</td><td>1.72</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>2.05</td><td>1.46</td><td>1.46</td><td>1.60</td><td>1.60</td><td>1.73</td><td>1.73</td><td>1.87</td><td>1.87</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>2.25</td><td>1.61</td><td>1.61</td><td>1.75</td><td>1.75</td><td>1.88</td><td>1.88</td><td>2.02</td><td>2.02</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>2.45</td><td>1.71</td><td>1.71</td><td>1.85</td><td>1.85</td><td>1.98</td><td>1.98</td><td>2.12</td><td>2.12</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>2.65</td><td>1.81</td><td>1.81</td><td>1.95</td><td>1.95</td><td>2.08</td><td>2.08</td><td>2.22</td><td>2.22</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>2.90</td><td>1.96</td><td>1.96</td><td>2.10</td><td>2.10</td><td>2.23</td><td>2.23</td><td>2.37</td><td>2.37</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>3.20</td><td>2.16</td><td>2.16</td><td>2.30</td><td>2.30</td><td>2.43</td><td>2.43</td><td>2.57</td><td>2.57</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>3.70</td><td>2.41</td><td>2.41</td><td>2.55</td><td>2.55</td><td>2.68</td><td>2.68</td><td>2.82</td><td>2.82</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注) 1 別表-4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H [超勤時間0H 深夜時間0H] の場合を除き、令和5年3月から適用の割増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算定式」をもとに別途算出するものとする。</p> <p>2 就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表-4によらない場合についても同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算定式」をもとに別途算出するものとする。</p> <p>3 上記船員以外にも潜水士等も対象とする。</p> <p>就業時間別船員供用係数(β)の算定式</p> $\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$ <p style="text-align: right;">(小数3位四捨五入)</p> <p>ここに、 β : 時間外手当及び深夜手当を考慮した船員供用係数 β₀ : 就業8時間の場合の船員供用係数 割増対象賃金比 : 労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。 ただし、2ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。</p>	係数 ラン ク	船 船 供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数 (β)								備 考	就業8時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 0時間]		就業9時間 [超勤時間 1時間] [深夜時間 0時間]		就業10時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 0時間]		就業11時間 [超勤時間 3時間] [深夜時間 0時間]		船 長・高級船員	普通船員	1	1.65	1.20	1.20	1.32	1.32	1.43	1.43	1.55	1.55		2	1.80	1.30	1.30	1.42	1.42	1.53	1.53	1.65	1.65		3	2.05	1.45	1.45	1.57	1.57	1.68	1.68	1.80	1.80		4	2.25	1.60	1.60	1.72	1.72	1.83	1.83	1.95	1.95		5	2.45	1.70	1.70	1.82	1.82	1.93	1.93	2.05	2.05		6	2.65	1.80	1.80	1.92	1.92	2.03	2.03	2.15	2.15		7	2.90	1.95	1.95	2.07	2.07	2.18	2.18	2.30	2.30		8	3.20	2.15	2.15	2.27	2.27	2.38	2.38	2.50	2.50		9	3.70	2.40	2.40	2.52	2.52	2.63	2.63	2.75	2.75		係数 ラン ク	船 船 供用係数	就業時間別の船員供用係数 (β)								備 考	就業16時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 1時間]		就業18時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 3時間]		就業20時間 [超勤時間 4時間] [深夜時間 4時間]		就業22時間 [超勤時間 6時間] [深夜時間 6時間]		船 長・高級船員	普通船員	1	1.65	1.21	1.21	1.35	1.35	1.48	1.48	1.62	1.62		2	1.80	1.31	1.31	1.45	1.45	1.58	1.58	1.72	1.72		3	2.05	1.46	1.46	1.60	1.60	1.73	1.73	1.87	1.87		4	2.25	1.61	1.61	1.75	1.75	1.88	1.88	2.02	2.02		5	2.45	1.71	1.71	1.85	1.85	1.98	1.98	2.12	2.12		6	2.65	1.81	1.81	1.95	1.95	2.08	2.08	2.22	2.22		7	2.90	1.96	1.96	2.10	2.10	2.23	2.23	2.37	2.37		8	3.20	2.16	2.16	2.30	2.30	2.43	2.43	2.57	2.57		9	3.70	2.41	2.41	2.55	2.55	2.68	2.68	2.82	2.82		<p>単価表</p> <p>別表-4 就業時間別の船員供用係数 船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (1ワッチ制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係数 ラン ク</th> <th rowspan="3">船 船 供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数 (β)</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業8時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 0時間]</th> <th colspan="2">就業9時間 [超勤時間 1時間] [深夜時間 0時間]</th> <th colspan="2">就業10時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 0時間]</th> <th colspan="2">就業11時間 [超勤時間 3時間] [深夜時間 0時間]</th> </tr> <tr> <th>船 長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船 長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船 長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船 長・高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.20</td><td>1.20</td><td>1.31</td><td>1.31</td><td>1.42</td><td>1.43</td><td>1.53</td><td>1.54</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1.80</td><td>1.30</td><td>1.30</td><td>1.41</td><td>1.41</td><td>1.52</td><td>1.53</td><td>1.63</td><td>1.64</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>2.05</td><td>1.45</td><td>1.45</td><td>1.56</td><td>1.56</td><td>1.67</td><td>1.68</td><td>1.78</td><td>1.79</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>2.25</td><td>1.60</td><td>1.60</td><td>1.71</td><td>1.71</td><td>1.82</td><td>1.83</td><td>1.93</td><td>1.94</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>2.45</td><td>1.70</td><td>1.70</td><td>1.81</td><td>1.81</td><td>1.92</td><td>1.93</td><td>2.03</td><td>2.04</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>2.65</td><td>1.80</td><td>1.80</td><td>1.91</td><td>1.91</td><td>2.02</td><td>2.03</td><td>2.13</td><td>2.14</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>2.90</td><td>1.95</td><td>1.95</td><td>2.06</td><td>2.06</td><td>2.17</td><td>2.18</td><td>2.28</td><td>2.29</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>3.20</td><td>2.15</td><td>2.15</td><td>2.26</td><td>2.26</td><td>2.37</td><td>2.38</td><td>2.48</td><td>2.49</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>3.70</td><td>2.40</td><td>2.40</td><td>2.51</td><td>2.51</td><td>2.62</td><td>2.63</td><td>2.73</td><td>2.74</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (2ワッチ制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係数 ラン ク</th> <th rowspan="3">船 船 供用係数</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数 (β)</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業16時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 1時間]</th> <th colspan="2">就業18時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 3時間]</th> <th colspan="2">就業20時間 [超勤時間 4時間] [深夜時間 4時間]</th> <th colspan="2">就業22時間 [超勤時間 6時間] [深夜時間 6時間]</th> </tr> <tr> <th>船 長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船 長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船 長・高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船 長・高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.21</td><td>1.21</td><td>1.34</td><td>1.35</td><td>1.47</td><td>1.47</td><td>1.60</td><td>1.61</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1.80</td><td>1.31</td><td>1.31</td><td>1.44</td><td>1.45</td><td>1.57</td><td>1.57</td><td>1.70</td><td>1.71</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>2.05</td><td>1.46</td><td>1.46</td><td>1.59</td><td>1.60</td><td>1.72</td><td>1.72</td><td>1.85</td><td>1.86</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>2.25</td><td>1.61</td><td>1.61</td><td>1.74</td><td>1.75</td><td>1.87</td><td>1.87</td><td>2.00</td><td>2.01</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>2.45</td><td>1.71</td><td>1.71</td><td>1.84</td><td>1.85</td><td>1.97</td><td>1.97</td><td>2.10</td><td>2.11</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>2.65</td><td>1.81</td><td>1.81</td><td>1.94</td><td>1.95</td><td>2.07</td><td>2.07</td><td>2.20</td><td>2.21</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>2.90</td><td>1.96</td><td>1.96</td><td>2.09</td><td>2.10</td><td>2.22</td><td>2.22</td><td>2.35</td><td>2.36</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>3.20</td><td>2.16</td><td>2.16</td><td>2.29</td><td>2.30</td><td>2.42</td><td>2.42</td><td>2.55</td><td>2.56</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>3.70</td><td>2.41</td><td>2.41</td><td>2.54</td><td>2.55</td><td>2.67</td><td>2.67</td><td>2.80</td><td>2.81</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注) 1 別表-4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H [超勤時間0H 深夜時間0H] の場合を除き、令和4年3月から適用の割増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算定式」をもとに別途算出するものとする。</p> <p>2 就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表-4によらない場合についても同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算定式」をもとに別途算出するものとする。</p> <p>3 上記船員以外にも潜水士等も対象とする。</p> <p>就業時間別船員供用係数(β)の算定式</p> $\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$ <p style="text-align: right;">(小数3位四捨五入)</p> <p>ここに、 β : 時間外手当及び深夜手当を考慮した船員供用係数 β₀ : 就業8時間の場合の船員供用係数 割増対象賃金比 : 労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。 ただし、2ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。</p>	係数 ラン ク	船 船 供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数 (β)								備 考	就業8時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 0時間]		就業9時間 [超勤時間 1時間] [深夜時間 0時間]		就業10時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 0時間]		就業11時間 [超勤時間 3時間] [深夜時間 0時間]		船 長・高級船員	普通船員	1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.43	1.53	1.54		2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.52	1.53	1.63	1.64		3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.56	1.67	1.68	1.78	1.79		4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.82	1.83	1.93	1.94		5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.92	1.93	2.03	2.04		6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.03	2.13	2.14		7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.17	2.18	2.28	2.29		8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.37	2.38	2.48	2.49		9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.51	2.62	2.63	2.73	2.74		係数 ラン ク	船 船 供用係数	就業時間別の船員供用係数 (β)								備 考	就業16時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 1時間]		就業18時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 3時間]		就業20時間 [超勤時間 4時間] [深夜時間 4時間]		就業22時間 [超勤時間 6時間] [深夜時間 6時間]		船 長・高級船員	普通船員	1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.47	1.47	1.60	1.61		2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	1.57	1.57	1.70	1.71		3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.60	1.72	1.72	1.85	1.86		4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	1.87	1.87	2.00	2.01		5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	1.97	1.97	2.10	2.11		6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	2.07	2.07	2.20	2.21		7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	2.22	2.22	2.35	2.36		8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	2.42	2.42	2.55	2.56		9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.55	2.67	2.67	2.80	2.81		水産庁歩掛改定に伴う改定																								
係数 ラン ク	船 船 供用係数 (α)			就業時間別の船員供用係数 (β)									備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
				就業8時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 0時間]		就業9時間 [超勤時間 1時間] [深夜時間 0時間]		就業10時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 0時間]		就業11時間 [超勤時間 3時間] [深夜時間 0時間]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		船 長・高級船員	普通船員	船 長・高級船員	普通船員	船 長・高級船員	普通船員	船 長・高級船員	普通船員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1	1.65	1.20	1.20	1.32	1.32	1.43	1.43	1.55	1.55																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
2	1.80	1.30	1.30	1.42	1.42	1.53	1.53	1.65	1.65																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
3	2.05	1.45	1.45	1.57	1.57	1.68	1.68	1.80	1.80																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
4	2.25	1.60	1.60	1.72	1.72	1.83	1.83	1.95	1.95																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5	2.45	1.70	1.70	1.82	1.82	1.93	1.93	2.05	2.05																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
6	2.65	1.80	1.80	1.92	1.92	2.03	2.03	2.15	2.15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
7	2.90	1.95	1.95	2.07	2.07	2.18	2.18	2.30	2.30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
8	3.20	2.15	2.15	2.27	2.27	2.38	2.38	2.50	2.50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
9	3.70	2.40	2.40	2.52	2.52	2.63	2.63	2.75	2.75																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
係数 ラン ク	船 船 供用係数	就業時間別の船員供用係数 (β)								備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		就業16時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 1時間]		就業18時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 3時間]		就業20時間 [超勤時間 4時間] [深夜時間 4時間]		就業22時間 [超勤時間 6時間] [深夜時間 6時間]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		船 長・高級船員	普通船員	船 長・高級船員	普通船員	船 長・高級船員	普通船員	船 長・高級船員	普通船員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1	1.65	1.21	1.21	1.35	1.35	1.48	1.48	1.62	1.62																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
2	1.80	1.31	1.31	1.45	1.45	1.58	1.58	1.72	1.72																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
3	2.05	1.46	1.46	1.60	1.60	1.73	1.73	1.87	1.87																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
4	2.25	1.61	1.61	1.75	1.75	1.88	1.88	2.02	2.02																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5	2.45	1.71	1.71	1.85	1.85	1.98	1.98	2.12	2.12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
6	2.65	1.81	1.81	1.95	1.95	2.08	2.08	2.22	2.22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
7	2.90	1.96	1.96	2.10	2.10	2.23	2.23	2.37	2.37																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
8	3.20	2.16	2.16	2.30	2.30	2.43	2.43	2.57	2.57																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
9	3.70	2.41	2.41	2.55	2.55	2.68	2.68	2.82	2.82																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
係数 ラン ク	船 船 供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数 (β)								備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		就業8時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 0時間]		就業9時間 [超勤時間 1時間] [深夜時間 0時間]		就業10時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 0時間]		就業11時間 [超勤時間 3時間] [深夜時間 0時間]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		船 長・高級船員	普通船員	船 長・高級船員	普通船員	船 長・高級船員	普通船員	船 長・高級船員	普通船員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.43	1.53	1.54																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.52	1.53	1.63	1.64																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.56	1.67	1.68	1.78	1.79																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.82	1.83	1.93	1.94																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.92	1.93	2.03	2.04																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.03	2.13	2.14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.17	2.18	2.28	2.29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.37	2.38	2.48	2.49																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.51	2.62	2.63	2.73	2.74																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
係数 ラン ク	船 船 供用係数	就業時間別の船員供用係数 (β)								備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		就業16時間 [超勤時間 0時間] [深夜時間 1時間]		就業18時間 [超勤時間 2時間] [深夜時間 3時間]		就業20時間 [超勤時間 4時間] [深夜時間 4時間]		就業22時間 [超勤時間 6時間] [深夜時間 6時間]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		船 長・高級船員	普通船員	船 長・高級船員	普通船員	船 長・高級船員	普通船員	船 長・高級船員	普通船員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.47	1.47	1.60	1.61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	1.57	1.57	1.70	1.71																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.60	1.72	1.72	1.85	1.86																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	1.87	1.87	2.00	2.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	1.97	1.97	2.10	2.11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	2.07	2.07	2.20	2.21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	2.22	2.22	2.35	2.36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	2.42	2.42	2.55	2.56																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.55	2.67	2.67	2.80	2.81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

掲載頁	新	旧	摘要																																																																																																																																										
他-1-20	<p>その他 設計図書等作成要領</p> <p style="text-align: center;">4 変更設計図書等の作成</p> <p>4-1 変更設計図書 3) 特記仕様書 イ 現設計図書から記載内容に変更が生じる内容を加筆し添付する。 ロ 概数として扱った数量を当該設計変更時に確定処理する場合は、「概数として扱う数量一覧表」の摘要欄に「確定」と明示する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(北海道水産土木工事設計積算電算システム出力例-1) ※ 第1回設計変更の事例</p> <p style="text-align: center;">概数として扱う数量一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">費目</td> <td style="width: 10%;">本工事01</td> <td style="width: 80%;">〇〇××増殖場造成改良工事 (第1回)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細別</th> <th>規格</th> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>前回数量</th> <th>今回数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増殖場工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>石材着定基質工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>今回、確定処理することを示す</td> </tr> <tr> <td>石材着定基質(大割石)</td> <td></td> <td></td> <td>m³</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> <td>確定</td> </tr> <tr> <td>石材投入工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>記載が無い場合は、確定処理していないことを示す</td> </tr> <tr> <td>石材着定基質(中割石)</td> <td></td> <td></td> <td>m³</td> <td>1,000</td> <td>1,250</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(北海道水産土木工事設計積算電算システム出力例-2) ※ 第2回設計変更の事例</p> <p style="text-align: center;">概数として扱う数量一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">費目</td> <td style="width: 10%;">本工事01</td> <td style="width: 80%;">〇〇××増殖場造成改良工事 (第2回)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細別</th> <th>規格</th> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>前回数量</th> <th>今回数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増殖場工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>石材着定基質工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>既に確定処理していることを示す</td> </tr> </tbody> </table> </div>	費目	本工事01	〇〇××増殖場造成改良工事 (第1回)	工種・種別・細別	規格	名称	単位	前回数量	今回数量	摘要	増殖場工							石材着定基質工						今回、確定処理することを示す	石材着定基質(大割石)			m ³	1,000	1,200	確定	石材投入工						記載が無い場合は、確定処理していないことを示す	石材着定基質(中割石)			m ³	1,000	1,250		費目	本工事01	〇〇××増殖場造成改良工事 (第2回)	工種・種別・細別	規格	名称	単位	前回数量	今回数量	摘要	増殖場工							石材着定基質工						既に確定処理していることを示す	<p>その他 設計図書等作成要領</p> <p style="text-align: center;">4 変更設計図書等の作成</p> <p>4-1 変更設計図書 3) 特記仕様書 イ 現設計図書から記載内容に変更が生じる内容を加筆し添付する。 ロ 概数として扱った数量を当該設計変更時に確定処理する場合は、「概数として扱う数量一覧表」の摘要欄に「確定」と明示する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(北海道水産土木工事設計積算電算システム出力例-1) ※ 第1回設計変更の事例</p> <p style="text-align: center;">概数として扱う数量一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">費目</td> <td style="width: 10%;">本工事01</td> <td style="width: 80%;">〇〇××増殖場造成改良工事 (第1回)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細目</th> <th>規格</th> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>前回数量</th> <th>今回数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石材工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>石材投入工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>今回、確定処理することを示す</td> </tr> <tr> <td>石材投入(大割石)</td> <td></td> <td></td> <td>m³</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> <td>確定</td> </tr> <tr> <td>石材投入工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>記載が無い場合は、確定処理していないことを示す</td> </tr> <tr> <td>石材投入(中割石)</td> <td></td> <td></td> <td>m³</td> <td>1,000</td> <td>1,250</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(北海道水産土木工事設計積算電算システム出力例-2) ※ 第2回設計変更の事例</p> <p style="text-align: center;">概数として扱う数量一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">費目</td> <td style="width: 10%;">本工事01</td> <td style="width: 80%;">〇〇××増殖場造成改良工事 (第2回)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細目</th> <th>規格</th> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>前回数量</th> <th>今回数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石材工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>石材投入工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>既に確定処理していることを示す</td> </tr> </tbody> </table> </div>	費目	本工事01	〇〇××増殖場造成改良工事 (第1回)	工種・種別・細目	規格	名称	単位	前回数量	今回数量	摘要	石材工							石材投入工						今回、確定処理することを示す	石材投入(大割石)			m ³	1,000	1,200	確定	石材投入工						記載が無い場合は、確定処理していないことを示す	石材投入(中割石)			m ³	1,000	1,250		費目	本工事01	〇〇××増殖場造成改良工事 (第2回)	工種・種別・細目	規格	名称	単位	前回数量	今回数量	摘要	石材工							石材投入工						既に確定処理していることを示す	<p>語句の修正</p>
費目	本工事01	〇〇××増殖場造成改良工事 (第1回)																																																																																																																																											
工種・種別・細別	規格	名称	単位	前回数量	今回数量	摘要																																																																																																																																							
増殖場工																																																																																																																																													
石材着定基質工						今回、確定処理することを示す																																																																																																																																							
石材着定基質(大割石)			m ³	1,000	1,200	確定																																																																																																																																							
石材投入工						記載が無い場合は、確定処理していないことを示す																																																																																																																																							
石材着定基質(中割石)			m ³	1,000	1,250																																																																																																																																								
費目	本工事01	〇〇××増殖場造成改良工事 (第2回)																																																																																																																																											
工種・種別・細別	規格	名称	単位	前回数量	今回数量	摘要																																																																																																																																							
増殖場工																																																																																																																																													
石材着定基質工						既に確定処理していることを示す																																																																																																																																							
費目	本工事01	〇〇××増殖場造成改良工事 (第1回)																																																																																																																																											
工種・種別・細目	規格	名称	単位	前回数量	今回数量	摘要																																																																																																																																							
石材工																																																																																																																																													
石材投入工						今回、確定処理することを示す																																																																																																																																							
石材投入(大割石)			m ³	1,000	1,200	確定																																																																																																																																							
石材投入工						記載が無い場合は、確定処理していないことを示す																																																																																																																																							
石材投入(中割石)			m ³	1,000	1,250																																																																																																																																								
費目	本工事01	〇〇××増殖場造成改良工事 (第2回)																																																																																																																																											
工種・種別・細目	規格	名称	単位	前回数量	今回数量	摘要																																																																																																																																							
石材工																																																																																																																																													
石材投入工						既に確定処理していることを示す																																																																																																																																							

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月） 新旧対照表（令和5年3月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	新	旧	摘要																																																																						
他-1-22	<table border="1" data-bbox="385 315 1424 672"> <tr> <td>石材着定基質(大割石)</td> <td></td> <td></td> <td>m³</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> <td>確定済</td> </tr> <tr> <td>石材投入工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>今回、確定処理することを示す</td> </tr> <tr> <td>石材着定基質(中割石)</td> <td></td> <td></td> <td>m³</td> <td>1,000</td> <td>1,250</td> <td>確定</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>m³</td> <td>146.3</td> <td>164.2</td> <td>85m当り数量</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>m³</td> <td>111.8</td> <td>126.6</td> <td>85m当り数量</td> </tr> </table> <p data-bbox="341 693 1439 966"> 4) 位置図 現設計図書から記載内容に変更が生じる内容を加筆し添付する。 5) 工事数量総括表 イ 前回数量、今回数量、数量増減を併記する。 ロ 摘要欄については、変更後の内容を記載する。 ハ 規格(レベル5)が変更となった場合は、新たな細別(レベル4)を追加する。 ニ 工事内容の拡大の設計変更の場合、変更となる内容のすべてについて、新たな工種(レベル2)を追加する。 また、その補助表現として「[拡大変更]」と明示する。 </p> <p data-bbox="281 997 504 1029">4-2 変更参考資料</p> <p data-bbox="296 1039 1083 1092">(1) 変更予定価格算出用設計書 変更予定価格算出用設計書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="341 1123 1023 1218"> 5) 新請負金額算出表 変更後の請負代金額を算出する。 新請負工事価格の算出方法及び、桁数処理は次のとおりとする。 </p> <p data-bbox="371 1228 949 1291"> イ 算出方法 $\text{新請負工事価格} = \frac{\text{新工事価格} \times \text{現請負工事価格}}{\text{現工事価格}}$ </p> <p data-bbox="371 1312 1439 1396"> ロ 請負工事価格の端数処理は、当初設計書と同様とするが、現請負工事価格が千円単位未満の場合の新請負工事価格は、現請負工事価格の有効桁数と同桁止め(有効桁数以下切捨て)とし、消費税等相当額は円止め(円未満切捨て)とする。 </p> <p data-bbox="296 1407 1424 1491"> (2) 変更見積用参考資料(B 金抜き) 変更見積用参考資料の作成は必ずしも必要としないが、受注者からの希望がある場合には作成することとし、その記載内容及び編さんは、次のとおりとする。 </p> <p data-bbox="311 1522 742 1585"> ク <u>単価算出書</u> 単価・金額欄を空白にして作成する。 </p> <p data-bbox="311 1596 1023 1659"> ケ <u>作成部数</u> 変更見積用参考資料は、受注者用の1部を紙ベースで作成する。 </p>	石材着定基質(大割石)			m ³	1,000	1,200	確定済	石材投入工						今回、確定処理することを示す	石材着定基質(中割石)			m ³	1,000	1,250	確定				m ³	146.3	164.2	85m当り数量				m ³	111.8	126.6	85m当り数量	<table border="1" data-bbox="1587 315 2626 672"> <tr> <td>石材投入(大割石)</td> <td></td> <td></td> <td>m³</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> <td>確定済</td> </tr> <tr> <td>石材投入工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>今回、確定処理することを示す</td> </tr> <tr> <td>石材投入(中割石)</td> <td></td> <td></td> <td>m³</td> <td>1,000</td> <td>1,250</td> <td>確定</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>m³</td> <td>146.3</td> <td>164.2</td> <td>85m当り数量</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>m³</td> <td>111.8</td> <td>126.6</td> <td>85m当り数量</td> </tr> </table> <p data-bbox="1543 693 2641 966"> 4) 位置図 現設計図書から記載内容に変更が生じる内容を加筆し添付する。 5) 工事数量総括表 イ 前回数量、今回数量、数量増減を併記する。 ロ 摘要欄については、変更後の内容を記載する。 ハ 規格(レベル5)が変更となった場合は、新たな細目(レベル4)を追加する。 ニ 工事内容の拡大の設計変更の場合、変更となる内容のすべてについて、新たな工種(レベル2)を追加する。 また、その補助表現として「[拡大変更]」と明示する。 </p> <p data-bbox="1484 997 1706 1029">4-2 変更参考資料</p> <p data-bbox="1498 1039 2285 1092">(1) 変更予定価格算出用設計書 変更予定価格算出用設計書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1543 1123 2226 1218"> 5) 新請負金額算出表 変更後の請負代金額を算出する。 新請負工事価格の算出方法及び、桁数処理は次のとおりとする。 </p> <p data-bbox="1573 1228 2151 1291"> イ 算出方法 $\text{新請負工事価格} = \frac{\text{新工事価格} \times \text{現請負工事価格}}{\text{現工事価格}}$ </p> <p data-bbox="1573 1312 2641 1396"> ロ 請負工事価格に丸めは、当初設計書と同様とするが、現請負工事価格が千円単位未満の場合の新請負工事価格は、現請負工事価格の有効桁数と同桁止め(有効桁数以下切捨て)とし、消費税等相当額は円止め(円未満切捨て)とする。 </p> <p data-bbox="1498 1407 2626 1491"> (2) 変更見積用参考資料(B 金抜き) 変更見積用参考資料の作成は必ずしも必要としないが、受注者からの希望がある場合には作成することとし、その記載内容及び編さんは、次のとおりとする。 </p>	石材投入(大割石)			m ³	1,000	1,200	確定済	石材投入工						今回、確定処理することを示す	石材投入(中割石)			m ³	1,000	1,250	確定				m ³	146.3	164.2	85m当り数量				m ³	111.8	126.6	85m当り数量	<p data-bbox="2700 367 2834 409">語句の修正</p> <p data-bbox="2686 1575 2864 1659">語句の追記（設計図書当作要領（建設部）準拠）</p>
石材着定基質(大割石)			m ³	1,000	1,200	確定済																																																																			
石材投入工						今回、確定処理することを示す																																																																			
石材着定基質(中割石)			m ³	1,000	1,250	確定																																																																			
			m ³	146.3	164.2	85m当り数量																																																																			
			m ³	111.8	126.6	85m当り数量																																																																			
石材投入(大割石)			m ³	1,000	1,200	確定済																																																																			
石材投入工						今回、確定処理することを示す																																																																			
石材投入(中割石)			m ³	1,000	1,250	確定																																																																			
			m ³	146.3	164.2	85m当り数量																																																																			
			m ³	111.8	126.6	85m当り数量																																																																			

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月） 新旧対照表（令和5年3月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	新	旧	摘要																																		
他-1-24	<p>4-4 積算上の留意点</p> <p>(6) 積算歩掛、単価及び諸経費 変更予定価格算出用設計書の積算に伴う「歩掛」、「材料・労務・機械等の単価」及び「諸経費」の取扱いについては、原則として次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="338 491 1412 804"> <thead> <tr> <th colspan="2">設計変更の種類</th> <th>積算歩掛</th> <th>積算単価</th> <th>諸経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">概数確定による設計変更</td> <td rowspan="2">既契約時点の歩掛</td> <td rowspan="2">既契約時点の単価</td> <td rowspan="4">既契約時点の 工種区分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通常の 設計変更</td> <td>取り合い等による設計変更</td> </tr> <tr> <td>工事増量となる設計変更</td> </tr> <tr> <td colspan="2">拡大設計変更</td> <td>変更通知時点の歩掛</td> <td>変更通知時点の単価</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「概数確定による設計変更」 概数として扱った数量を確定し、それを設計変更する場合をいう。 2 「通常の設計変更」 契約書第17条及び第18条（拡大設計変更を除く）による設計変更で、「<u>水産土木工事工種体系化の手引き</u>」により次のとおり分類する。 イ 「取り合い等による設計変更」 仮設工及び共通仮設費については既存の種別（レベル3）内、それ以外は既存の工種（レベル2）内で変更となるもの ロ 「工事増量となる設計変更」 仮設工及び共通仮設費については新たな種別（レベル3）、それ以外は新たな工種（レベル2）が追加となるもの ただし、同一名称の種別（レベル3）もしくは細別（レベル4）がある場合は、「既契約時点の歩掛・単価」を適用</p> <p style="text-align: center;">8 設計変更のフロー図</p> <p>8-1 設計変更の適用条項選択フロー図 ～略～ 【各フローの解説】</p>	設計変更の種類		積算歩掛	積算単価	諸経費	概数確定による設計変更		既契約時点の歩掛	既契約時点の単価	既契約時点の 工種区分	通常の 設計変更	取り合い等による設計変更	工事増量となる設計変更	拡大設計変更		変更通知時点の歩掛	変更通知時点の単価	<p>4-4 積算上の留意点</p> <p>(6) 積算歩掛、単価及び諸経費 変更予定価格算出用設計書の積算に伴う「歩掛」、「材料・労務・機械等の単価」及び「諸経費」の取扱いについては、原則として次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1546 491 2620 804"> <thead> <tr> <th colspan="2">設計変更の種類</th> <th>積算歩掛</th> <th>積算単価</th> <th>諸経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">概数確定による設計変更</td> <td rowspan="2">既契約時点の歩掛</td> <td rowspan="2">既契約時点の単価</td> <td rowspan="4">既契約時点の 工種区分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通常の 設計変更</td> <td>取り合い等による設計変更</td> </tr> <tr> <td>工事増量となる設計変更</td> </tr> <tr> <td colspan="2">拡大設計変更</td> <td>変更通知時点の歩掛</td> <td>変更通知時点の単価</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「概数確定による設計変更」 概数として扱った数量を確定し、それを設計変更する場合をいう。 2 「通常の設計変更」 契約書第17条及び第18条（拡大設計変更を除く）による設計変更で、「<u>土木工事工種体系化の手引き</u>」により次のとおり分類する。 イ 「取り合い等による設計変更」 仮設工及び共通仮設費については既存の種別（レベル3）内、それ以外は既存の工種（レベル2）内で変更となるもの ロ 「工事増量となる設計変更」 仮設工及び共通仮設費については新たな種別（レベル3）、それ以外は新たな工種（レベル2）が追加となるもの ただし、同一名称の種別（レベル3）もしくは細目（レベル4）がある場合は、「既契約時点の歩掛・単価」を適用</p> <p style="text-align: center;">8 設計変更のフロー図</p> <p>8-1 設計変更の適用条項選択フロー図 ～略～ 【各フローの解説】</p>	設計変更の種類		積算歩掛	積算単価	諸経費	概数確定による設計変更		既契約時点の歩掛	既契約時点の単価	既契約時点の 工種区分	通常の 設計変更	取り合い等による設計変更	工事増量となる設計変更	拡大設計変更		変更通知時点の歩掛	変更通知時点の単価	<p>語句の修正</p>
設計変更の種類		積算歩掛	積算単価	諸経費																																	
概数確定による設計変更		既契約時点の歩掛	既契約時点の単価	既契約時点の 工種区分																																	
通常の 設計変更	取り合い等による設計変更																																				
	工事増量となる設計変更																																				
拡大設計変更		変更通知時点の歩掛	変更通知時点の単価																																		
設計変更の種類		積算歩掛	積算単価	諸経費																																	
概数確定による設計変更		既契約時点の歩掛	既契約時点の単価	既契約時点の 工種区分																																	
通常の 設計変更	取り合い等による設計変更																																				
	工事増量となる設計変更																																				
拡大設計変更		変更通知時点の歩掛	変更通知時点の単価																																		
他-1-35	<p>1 本フロー使用の際は、次の文書等を参照すること。 (1)建設工事の概数等発注事務取扱要領（以下この章において「取扱要領」という。）（「15 関連通達集等」参照） (2)概数等発注要領の運用指針（以下この章において、「運用指針」という。）（「15 関連通達集等」参照） (3)水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（以下この章において「積算基準」という。） (4)北海道水産林務部 「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」（以下この章において、「<u>体系化の手引き</u>」「数量算出要領」という。）（北海道水産林務部制定）</p>	<p>1 本フロー使用の際は、次の文書等を参照すること。 (1)建設工事の概数等発注事務取扱要領（以下この章において「取扱要領」という。）（「15 関連通達集等」参照） (2)概数等発注要領の運用指針（以下この章において、「運用指針」という。）（「15 関連通達集等」参照） (3)水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（以下この章において、「積算基準」という。）<u>（北海道水産林務部制</u> (4)北海道水産林務部 「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」（以下この章において、「<u>体系化構成表</u>」「数量算出要領」という。）<u>（北海道水産林務部制定）</u></p>	<p>語句の修正</p>																																		

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月） 新旧対照表（令和5年3月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	新	旧	摘要
他-1-35	<p>2 各フローについては、以下により判断すること。</p> <p>(1) 「現契約において概数として扱っている数量である」</p> <p>2) 留意事項 「取扱要領」で施工条件の明示を次のように定めている。</p> <div data-bbox="394 520 1412 800" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第5 設計図書における施工条件の明示</p> <p>1 概数の表示 概数として扱う項目・数量については、特記仕様書で明示する。</p> <p>2 特記仕様書 概数等発注を行う場合は、次に掲げる事項を特記仕様書に必ず付記する。 (1) 概数として扱う数量一覧表に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。 なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。</p> </div> <p>概数等発注に係る取扱いは、契約書の条項に明記されていないため、特記仕様書にて明示する必要がある。 なお、北海道水産土木工事設計積算電算システムにおいては、細別（レベル4）に対応する数量と細目を構成する内容（工種内訳書で作成する単価構成内容）に、「概数サイン」を立てることで概数として扱う項目・数量が「概数として扱う数量一覧表」として自動的に出力される。 ただし、歩掛上の諸数値は概数として扱わないこととしているので、施工単価作成時に条件値として入力する数値で変更が予想される場合は、その前提となっている現場条件を別途特記仕様書にて明示し、契約書第17条「設計図書と現場の状態との不一致等」として処理することとなる。</p>	<p>2 各フローについては、以下により判断すること。</p> <p>(1) 「現契約において概数として扱っている数量である」</p> <p>2) 留意事項 「取扱要領」で施工条件の明示を次のように定めている。</p> <div data-bbox="1602 520 2620 800" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第5 設計図書における施工条件の明示</p> <p>1 概数の表示 概数として扱う項目・数量については、特記仕様書で明示する。</p> <p>2 特記仕様書 概数等発注を行う場合は、次に掲げる事項を特記仕様書に必ず付記する。 (1) 概数として扱う数量一覧表に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。 なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。</p> </div> <p>概数等発注に係る取扱いは、契約書の条項に明記されていないため、特記仕様書にて明示する必要がある。 なお、北海道水産土木工事設計積算電算システムにおいては、細目（レベル4）に対応する数量と細目を構成する内容（工種内訳書で作成する単価構成内容）に、「概数サイン」を立てることで概数として扱う項目・数量が「概数として扱う数量一覧表」として自動的に出力される。 ただし、歩掛上の諸数値は概数として扱わないこととしているので、施工単価作成時に条件値として入力する数値で変更が予想される場合は、その前提となっている現場条件を別途特記仕様書にて明示し、契約書第17条「設計図書と現場の状態との不一致等」として処理することとなる。</p>	語句の修正
他-1-36	<p>(3) 「設計図書において概数等発注とする施工条件が適切に明示されている」</p>	<p>(3) 「設計図書において施工条件が適切に明示されている」</p>	語句の修正（建設部準拠）
他-1-38	<p>(4) 「概数確定として設計変更できる」</p> <p>2) 留意事項 「運用指針」において、その確定時の留意事項を次のとおりとしている。</p> <div data-bbox="394 1325 1412 1730" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 結果的に工法の変更や構造物等の構造・規格等の変更が伴った場合は、通常的设计変更として処理すること。</p> <p>(2) 当初概数として扱っていない事項や概数の確定に伴う新工種は、概数として扱わない。</p> <p>(3) 概数の確定に伴い、設計数量と連動する標準機種や市場単価等の変更が生じる場合は、概数の範ちゅうで扱うことができる。</p> <p>(4) 工事数量は、契約数量、非契約数量にかかわらず、概数として扱うことができる。</p> <p>(5) 標準的な工法として設計計上された仮設工において、取り合い等により追加となる細目（レベル4）については、軽微な内容となることから概数の範ちゅうで扱うことができる。 また、「仮設道路の幅員」や「仮締切の水位」などの指定要件については、特記仕様書にて適切に施工条件明示を行うとともに、この指定要件が変更となる場合は、通常的设计変更として処理すること。</p> </div> <p>工法の変更や構造物等の構造・規格等の変更が伴った場合とは、次のとおりである。 イ 工事数量総括表の規格（レベル5）が変更となり、新たな細別（レベル4）が追加となる場合 例) 工事目的物の規格等の変更など</p>	<p>(4) 「概数確定として設計変更できる」</p> <p>2) 留意事項 「運用指針」において、その確定時の留意事項を次のとおりとしている。</p> <div data-bbox="1602 1325 2620 1730" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 結果的に工法の変更や構造物等の構造・規格等の変更が伴った場合は、通常的设计変更として処理すること。</p> <p>(2) 当初概数として扱っていない事項や概数の確定に伴う新工種は、概数として扱わない。</p> <p>(3) 概数の確定に伴い、設計数量と連動する標準機種や市場単価等の変更が生じる場合は、概数の範ちゅうで扱うことができる。</p> <p>(4) 工事数量は、契約数量、非契約数量にかかわらず、概数として扱うことができる。</p> <p>(5) 標準的な工法として設計計上された仮設工において、取り合い等により追加となる細目（レベル4）については、軽微な内容となることから概数の範ちゅうで扱うことができる。 また、「仮設道路の幅員」や「仮締切の水位」などの指定要件については、特記仕様書にて適切に施工条件明示を行うとともに、この指定要件が変更となる場合は、通常的设计変更として処理すること。</p> </div> <p>工法の変更や構造物等の構造・規格等の変更が伴った場合とは、次のとおりである。 イ 工事数量総括表の規格（レベル5）が変更となり、新たな細目（レベル4）が追加となる場合 例) 工事目的物の規格等の変更など</p>	語句の修正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月） 新旧対照表（令和5年3月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	新	旧	摘要
他- 1 - 38	<p>(5) 「設計図書と工事現場の状態との不一致等に該当する」</p> <p>2) 適用 上記1)で示した分類ごとの適用は、次のとおりである。 イ 設計図書間の不一致等とは、次のような事項である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「<u>体系化の手引き</u>」における階層で、<u>細別</u>（レベル4）の計上項目が設計図書間で異なる場合 例) コンクリート数量に係る鉄筋・型枠等 ② 「<u>体系化の手引き</u>」における階層で、<u>規格</u>（レベル5）の表示が設計図書間で異なる場合 例) 鉄筋径、トラフ規格、コンクリート種類など ③ 「<u>体系化の手引き</u>」における階層で、<u>細別</u>（レベル4）及び<u>規格</u>（レベル5）について、質問回答書の内容が設計図書の内容と異なる場合 例) 質問回答書で施工することとした<u>細別</u>（レベル4）の未計上及び規格（レベル5）の設計図書との不一致等 ④ 特記仕様書及び図面で示した資材等の規格・寸法が共通仕様書及び共通仕様書において定めている適用すべき諸基準に合致しない場合 例) 鉄筋数量算出の基礎となるラップ長等 ⑤ 「<u>体系化の手引き</u>」における階層で、レベル5（規格）で定めるべき事項が、設計図書において定められていない場合等 	<p>(5) 「設計図書と工事現場の状態との不一致等に該当する」</p> <p>2) 適用 上記1)で示した分類ごとの適用は、次のとおりである。 イ 設計図書間の不一致等とは、次のような事項である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「<u>体系化構成表</u>」における階層で、<u>細目</u>（レベル4）の計上項目が設計図書間で異なる場合 例) コンクリート数量に係る鉄筋・型枠等 ② 「<u>体系化構成表</u>」における階層で、<u>規格</u>（レベル5）の表示が設計図書間で異なる場合 例) 鉄筋径、トラフ規格、コンクリート種類など ③ 「<u>体系化構成表</u>」における階層で、<u>細目</u>（レベル4）及び<u>規格</u>（レベル5）について、質問回答書の内容が設計図書の内容と異なる場合 例) 質問回答書で施工することとした<u>細目</u>（レベル4）の未計上及び規格（レベル5）の設計図書との不一致等 ④ 特記仕様書及び図面で示した資材等の規格・寸法が共通仕様書及び共通仕様書において定めている適用すべき諸基準に合致しない場合 例) 鉄筋数量算出の基礎となるラップ長等 ⑤ 「<u>体系化構成表</u>」における階層で、レベル5（規格）で定めるべき事項が、設計図書において定められていない場合等 	語句の修正
他- 1 - 39	<p>(6) 「設計図書において施工条件が適切に明示されている」 契約書第17条を適用するためには、次のような施工条件を適切に明示する必要がある。</p> <p>1) 施工条件明示 図面（設計図、参考図、工事数量総括表、設計計算書及び数量算出書）で示すことができない積算上想定した現場条件（積算基準において定められている歩掛の使い分けや補正值等で、単価策定の際の前提となっている条件値）は、特記仕様書で施工条件として明示する必要がある。これは「<u>体系化の手引き</u>」において摘要欄に明示すべき事項としている。</p> <p>例) 土砂運搬時の単位体積質量・搬出先（搬入元）等 ここで留意すべき点は、特記仕様書において施工条件明示をしていない事項であっても、図面（設計図、参考図、工事数量総括表、設計計算書及び数量算出書）から判読できる事項は施工条件であり、また、社会通念上、一般的に考えられる事項も施工条件となる。</p> <p>例) 作業時間に関する施工条件が明示されていないということは、当該工事で夜間作業を想定していないということが施工条件</p>	<p>(6) 「設計図書において施工条件が適切に明示されている」 契約書第17条を適用するためには、次のような施工条件を適切に明示する必要がある。</p> <p>1) 施工条件明示 図面（設計図、参考図、工事数量総括表、設計計算書及び数量算出書）で示すことができない積算上想定した現場条件（積算基準において定められている歩掛の使い分けや補正值等で、単価策定の際の前提となっている条件値）は、特記仕様書で施工条件として明示する必要がある。これは「<u>体系化構成表</u>」において摘要欄に明示すべき事項としている。</p> <p>例) 土砂運搬時の単位体積質量・搬出先（搬入元）等 ここで留意すべき点は、特記仕様書において施工条件明示をしていない事項であっても、図面（設計図、参考図、工事数量総括表、設計計算書及び数量算出書）から判読できる事項は施工条件であり、また、社会通念上、一般的に考えられる事項も施工条件となる。</p> <p>例) 作業時間に関する施工条件が明示されていないということは、当該工事で夜間作業を想定していないということが施工条件</p>	

掲載頁	新	旧	摘要																																																																																																																														
他-1-44	<p style="text-align: center;">9 設計変更理由記載例</p> <p>9-4 概数等発注</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>変更要素</th> <th>理由</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>概数等発注</td> <td>【概数の確定により】</td> <td>【変更したい。(〇〇〇)】</td> </tr> </table> <p>EX. 概数の確定により変更したい。(護岸工)工種(レベル2)全体の場合 概数の確定により変更したい。(コンクリートブロック工)種別(レベル3)全体の場合 概数の確定により変更したい。(連節ブロック)細別(レベル4)に限定される場合 概数の確定により変更したい。(No.1集水樹関係数量)工種内訳書の単価構成内容の場合 概数の確定により変更したい。(仮設鋼矢板、仮設鋼矢板賃料等、土のう～仮設鋼矢板の小口処理) 延長確定に伴い、仮設鋼矢板の数量変更と土のう(小口処理)が新たに必要となった場合 概数の確定により変更したい。(仮橋上部～延長確定による鋼材規格・数量の変更) 延長確定に伴い、鋼材の規格・数量が変更となった場合</p> <p>(注)1 理由の後に括弧書きで、変更となる工種(レベル2)、種別(レベル3)又は細別(レベル4)と必要に応じて簡単な理由を記載すること。</p>	変更要素	理由	内容	概数等発注	【概数の確定により】	【変更したい。(〇〇〇)】	<p style="text-align: center;">9 設計変更理由記載例</p> <p>9-4 概数等発注</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>変更要素</th> <th>理由</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>概数等発注</td> <td>【概数の確定により】</td> <td>【変更したい。(〇〇〇)】</td> </tr> </table> <p>EX. 概数の確定により変更したい。(護岸工)工種(レベル2)全体の場合 概数の確定により変更したい。(コンクリートブロック工)種別(レベル3)全体の場合 概数の確定により変更したい。(連節ブロック)細目(レベル4)に限定される場合 概数の確定により変更したい。(No.1集水樹関係数量)工種内訳書の単価構成内容の場合 概数の確定により変更したい。(仮設鋼矢板、仮設鋼矢板賃料等、土のう～仮設鋼矢板の小口処理) 延長確定に伴い、仮設鋼矢板の数量変更と土のう(小口処理)が新たに必要となった場合 概数の確定により変更したい。(仮橋上部～延長確定による鋼材規格・数量の変更) 延長確定に伴い、鋼材の規格・数量が変更となった場合</p> <p>(注)1 理由の後に括弧書きで、変更となる工種(レベル2)、種別(レベル3)又は(細目)レベル4と必要に応じて簡単な理由を記載すること。</p>	変更要素	理由	内容	概数等発注	【概数の確定により】	【変更したい。(〇〇〇)】	<p>語句の修正</p>																																																																																																																		
変更要素	理由	内容																																																																																																																															
概数等発注	【概数の確定により】	【変更したい。(〇〇〇)】																																																																																																																															
変更要素	理由	内容																																																																																																																															
概数等発注	【概数の確定により】	【変更したい。(〇〇〇)】																																																																																																																															
他-1-54	<p style="text-align: center;">10 設計変更上申書等の記載例</p> <p>10-7 概数として扱っていた数量の確定について</p> <p>別紙</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="7">別紙 ※北海道水産土木工事設計積算電算システム出力例</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">概数として扱う数量一覧表</td> </tr> <tr> <td>費目</td> <td>本工事01</td> <td colspan="4">〇〇××地区増殖場造成工事</td> <td>(確定)</td> </tr> <tr> <th>工種・種別・細別</th> <th>規格</th> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>前回数量</th> <th>今回数量</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>増殖場工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>石材着定基質工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>今回、確定処理することを示す</td> <td>確定済</td> </tr> <tr> <td>石材着定基質(大割石)</td> <td></td> <td></td> <td>m³</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石材投入工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計変更時に確定処理していないため今回確定することを示す</td> <td>確定</td> </tr> <tr> <td>石材着定基質(中割石)</td> <td></td> <td></td> <td>m³</td> <td>1,000</td> <td>1,250</td> <td></td> </tr> </table>	別紙 ※北海道水産土木工事設計積算電算システム出力例							概数として扱う数量一覧表							費目	本工事01	〇〇××地区増殖場造成工事				(確定)	工種・種別・細別	規格	名称	単位	前回数量	今回数量	摘要	増殖場工							石材着定基質工					今回、確定処理することを示す	確定済	石材着定基質(大割石)			m ³	1,000	1,200		石材投入工					設計変更時に確定処理していないため今回確定することを示す	確定	石材着定基質(中割石)			m ³	1,000	1,250		<p style="text-align: center;">10 設計変更上申書等の記載例</p> <p>10-7 概数として扱っていた数量の確定について</p> <p>別紙</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="7">別紙 ※北海道水産土木工事設計積算電算システム出力例</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">概数として扱う数量一覧表</td> </tr> <tr> <td>費目</td> <td>本工事01</td> <td colspan="4">〇〇××地区増殖場造成工事</td> <td>(確定)</td> </tr> <tr> <th>工種・種別・細目</th> <th>規格</th> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>前回数量</th> <th>今回数量</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>石材工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>石材投入工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計変更時に確定処理していることを示す</td> </tr> <tr> <td>石材投入(大割石)</td> <td></td> <td></td> <td>m³</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> <td>確定済</td> </tr> <tr> <td>石材投入工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計変更時に確定処理していないため今回確定処理することを示す</td> </tr> <tr> <td>石材投入(中割石)</td> <td></td> <td></td> <td>m³</td> <td>1,000</td> <td>1,250</td> <td>確定</td> </tr> </table>	別紙 ※北海道水産土木工事設計積算電算システム出力例							概数として扱う数量一覧表							費目	本工事01	〇〇××地区増殖場造成工事				(確定)	工種・種別・細目	規格	名称	単位	前回数量	今回数量	摘要	石材工							石材投入工						設計変更時に確定処理していることを示す	石材投入(大割石)			m ³	1,000	1,200	確定済	石材投入工						設計変更時に確定処理していないため今回確定処理することを示す	石材投入(中割石)			m ³	1,000	1,250	確定	
別紙 ※北海道水産土木工事設計積算電算システム出力例																																																																																																																																	
概数として扱う数量一覧表																																																																																																																																	
費目	本工事01	〇〇××地区増殖場造成工事				(確定)																																																																																																																											
工種・種別・細別	規格	名称	単位	前回数量	今回数量	摘要																																																																																																																											
増殖場工																																																																																																																																	
石材着定基質工					今回、確定処理することを示す	確定済																																																																																																																											
石材着定基質(大割石)			m ³	1,000	1,200																																																																																																																												
石材投入工					設計変更時に確定処理していないため今回確定することを示す	確定																																																																																																																											
石材着定基質(中割石)			m ³	1,000	1,250																																																																																																																												
別紙 ※北海道水産土木工事設計積算電算システム出力例																																																																																																																																	
概数として扱う数量一覧表																																																																																																																																	
費目	本工事01	〇〇××地区増殖場造成工事				(確定)																																																																																																																											
工種・種別・細目	規格	名称	単位	前回数量	今回数量	摘要																																																																																																																											
石材工																																																																																																																																	
石材投入工						設計変更時に確定処理していることを示す																																																																																																																											
石材投入(大割石)			m ³	1,000	1,200	確定済																																																																																																																											
石材投入工						設計変更時に確定処理していないため今回確定処理することを示す																																																																																																																											
石材投入(中割石)			m ³	1,000	1,250	確定																																																																																																																											

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月） 新旧対照表（令和5年3月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	新	旧	摘要						
	11 設計変更に係るQ & A								
他-1-55	<p>11-1 概数等発注（共通編）</p> <table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>仮設工の場合、概数の範ちゅうに工法の変更も含まれると解釈してよいのか。</td> <td>仮設工の工法そのものが変更となる場合には、概数の範ちゅうを超えていることとなりますので、通常の設計変更として処理してください。 (7-6 留意事項 (4)概数の確定による設計変更)</td> </tr> </table>	5	仮設工の場合、概数の範ちゅうに工法の変更も含まれると解釈してよいのか。	仮設工の工法そのものが変更となる場合には、概数の範ちゅうを超えていることとなりますので、通常の設計変更として処理してください。 (7-6 留意事項 (4)概数の確定による設計変更)	<p>11-1 概数等発注（共通編）</p> <table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>仮設工の場合、概数の範ちゅうに工法の変更も含まれると解釈してよいのか。</td> <td>仮設工の工法そのものが変更となる場合には、概数の範ちゅうを超えていることとなりますので、通常の設計変更として処理してください。 (7-7 留意事項 (4)概数の確定による設計変更)</td> </tr> </table>	5	仮設工の場合、概数の範ちゅうに工法の変更も含まれると解釈してよいのか。	仮設工の工法そのものが変更となる場合には、概数の範ちゅうを超えていることとなりますので、通常の設計変更として処理してください。 (7-7 留意事項 (4)概数の確定による設計変更)	<p>語句の修正（建設部準拠）</p>
5	仮設工の場合、概数の範ちゅうに工法の変更も含まれると解釈してよいのか。	仮設工の工法そのものが変更となる場合には、概数の範ちゅうを超えていることとなりますので、通常の設計変更として処理してください。 (7-6 留意事項 (4)概数の確定による設計変更)							
5	仮設工の場合、概数の範ちゅうに工法の変更も含まれると解釈してよいのか。	仮設工の工法そのものが変更となる場合には、概数の範ちゅうを超えていることとなりますので、通常の設計変更として処理してください。 (7-7 留意事項 (4)概数の確定による設計変更)							
他-1-56	<table border="1"> <tr> <td>7</td> <td>標準断面図等から算出した数量で概数等発注とした場合において、現地精査に係わる測量手間は、工事着手準備の調査・測量等に要する費用として共通仮設費率に含まれているので、施工図書作成費を計上する必要がないと考えてよいのか。</td> <td>共通仮設費率に含まれるのは、出来形管理のための図書作成費です。よって、受注者に設計図書に係る図面を作成させる場合は、新規・修正にかかわらず、その費用を、「施工図書作成費」として、共通仮設費の技術管理費に計上してください。 (概数等発注要領の運用指針 4 設計変更図書の作成費用について)</td> </tr> </table>	7	標準断面図等から算出した数量で概数等発注とした場合において、現地精査に係わる測量手間は、工事着手準備の調査・測量等に要する費用として共通仮設費率に含まれているので、施工図書作成費を計上する必要がないと考えてよいのか。	共通仮設費率に含まれるのは、出来形管理のための図書作成費です。よって、受注者に設計図書に係る図面を作成させる場合は、新規・修正にかかわらず、その費用を、「施工図書作成費」として、共通仮設費の技術管理費に計上してください。 (概数等発注要領の運用指針 4 設計変更図書の作成費用について)	<table border="1"> <tr> <td>7</td> <td>標準断面図等から算出した数量で概数等発注とした場合において、現地精査に係わる測量手間は、工事着手準備の調査・測量等に要する費用として共通仮設費率に含まれているので、施工図書作成費を計上する必要がないと考えてよいのか。</td> <td>共通仮設費率に含まれるのは、出来形管理のための図書作成費です。よって、受注者に設計図書に係る図面を作成させる場合は、新規・修正にかかわらず、その費用を、「施工図書作成費」として、共通仮設費の技術管理費に計上してください。 (概数等発注要領の運用指針 3 設計変更図書の作成費用について)</td> </tr> </table>	7	標準断面図等から算出した数量で概数等発注とした場合において、現地精査に係わる測量手間は、工事着手準備の調査・測量等に要する費用として共通仮設費率に含まれているので、施工図書作成費を計上する必要がないと考えてよいのか。	共通仮設費率に含まれるのは、出来形管理のための図書作成費です。よって、受注者に設計図書に係る図面を作成させる場合は、新規・修正にかかわらず、その費用を、「施工図書作成費」として、共通仮設費の技術管理費に計上してください。 (概数等発注要領の運用指針 3 設計変更図書の作成費用について)	
7	標準断面図等から算出した数量で概数等発注とした場合において、現地精査に係わる測量手間は、工事着手準備の調査・測量等に要する費用として共通仮設費率に含まれているので、施工図書作成費を計上する必要がないと考えてよいのか。	共通仮設費率に含まれるのは、出来形管理のための図書作成費です。よって、受注者に設計図書に係る図面を作成させる場合は、新規・修正にかかわらず、その費用を、「施工図書作成費」として、共通仮設費の技術管理費に計上してください。 (概数等発注要領の運用指針 4 設計変更図書の作成費用について)							
7	標準断面図等から算出した数量で概数等発注とした場合において、現地精査に係わる測量手間は、工事着手準備の調査・測量等に要する費用として共通仮設費率に含まれているので、施工図書作成費を計上する必要がないと考えてよいのか。	共通仮設費率に含まれるのは、出来形管理のための図書作成費です。よって、受注者に設計図書に係る図面を作成させる場合は、新規・修正にかかわらず、その費用を、「施工図書作成費」として、共通仮設費の技術管理費に計上してください。 (概数等発注要領の運用指針 3 設計変更図書の作成費用について)							
	<table border="1"> <tr> <td>10</td> <td>通常の設計変更において生じた新たな項目の数量に変更が予想される場合、これを概数として扱うことができるか。 また、その変更予定金額が軽微な設計変更の範ちゅうである場合、軽微な設計変更でも概数として扱うことができるか。</td> <td>設計変更時に新たに生じた項目であっても、その工事数量に変更が予想される場合には、概数として扱うことができます。この場合、変更設計図書の「概数として扱う数量一覧表」に追加し、特記仕様書として明示する必要があります。 また、軽微な設計変更は、<u>その都度設計変更を行った上で、軽微総括時に設計(契約)金額を変更する手法であり、現場条件に不確定要素がある場合には、軽微総括時に数量・金額を確定することとなるため、概数等発注を活用するメリットがありません。</u> よって、軽微な設計変更の範ちゅうであれば、軽微総括として数量・金額の確定処理を行ってください。</td> </tr> </table>	10	通常の設計変更において生じた新たな項目の数量に変更が予想される場合、これを概数として扱うことができるか。 また、その変更予定金額が軽微な設計変更の範ちゅうである場合、軽微な設計変更でも概数として扱うことができるか。	設計変更時に新たに生じた項目であっても、その工事数量に変更が予想される場合には、概数として扱うことができます。この場合、変更設計図書の「概数として扱う数量一覧表」に追加し、特記仕様書として明示する必要があります。 また、軽微な設計変更は、 <u>その都度設計変更を行った上で、軽微総括時に設計(契約)金額を変更する手法であり、現場条件に不確定要素がある場合には、軽微総括時に数量・金額を確定することとなるため、概数等発注を活用するメリットがありません。</u> よって、軽微な設計変更の範ちゅうであれば、軽微総括として数量・金額の確定処理を行ってください。	<table border="1"> <tr> <td>10</td> <td>通常の設計変更において生じた新たな項目の数量に変更が予想される場合、これを概数として扱うことができるか。 また、その変更予定金額が軽微な設計変更の範ちゅうである場合、軽微な設計変更でも概数として扱うことができるか。</td> <td>設計変更時に新たに生じた項目であっても、その工事数量に変更が予想される場合には、概数として扱うことができます。この場合、変更設計図書の「概数として扱う数量一覧表」に追加し、特記仕様書として明示する必要があります。 また、軽微な設計変更は、概算値による設計変更を行ったうえで、軽微総括時にその数量・金額を設計変更する手法であるため、概数等発注を活用するメリットがありません。 よって、軽微な設計変更の範ちゅうであれば、軽微総括として数量・金額の確定処理を行ってください。</td> </tr> </table>	10	通常の設計変更において生じた新たな項目の数量に変更が予想される場合、これを概数として扱うことができるか。 また、その変更予定金額が軽微な設計変更の範ちゅうである場合、軽微な設計変更でも概数として扱うことができるか。	設計変更時に新たに生じた項目であっても、その工事数量に変更が予想される場合には、概数として扱うことができます。この場合、変更設計図書の「概数として扱う数量一覧表」に追加し、特記仕様書として明示する必要があります。 また、軽微な設計変更は、概算値による設計変更を行ったうえで、軽微総括時にその数量・金額を設計変更する手法であるため、概数等発注を活用するメリットがありません。 よって、軽微な設計変更の範ちゅうであれば、軽微総括として数量・金額の確定処理を行ってください。	
10	通常の設計変更において生じた新たな項目の数量に変更が予想される場合、これを概数として扱うことができるか。 また、その変更予定金額が軽微な設計変更の範ちゅうである場合、軽微な設計変更でも概数として扱うことができるか。	設計変更時に新たに生じた項目であっても、その工事数量に変更が予想される場合には、概数として扱うことができます。この場合、変更設計図書の「概数として扱う数量一覧表」に追加し、特記仕様書として明示する必要があります。 また、軽微な設計変更は、 <u>その都度設計変更を行った上で、軽微総括時に設計(契約)金額を変更する手法であり、現場条件に不確定要素がある場合には、軽微総括時に数量・金額を確定することとなるため、概数等発注を活用するメリットがありません。</u> よって、軽微な設計変更の範ちゅうであれば、軽微総括として数量・金額の確定処理を行ってください。							
10	通常の設計変更において生じた新たな項目の数量に変更が予想される場合、これを概数として扱うことができるか。 また、その変更予定金額が軽微な設計変更の範ちゅうである場合、軽微な設計変更でも概数として扱うことができるか。	設計変更時に新たに生じた項目であっても、その工事数量に変更が予想される場合には、概数として扱うことができます。この場合、変更設計図書の「概数として扱う数量一覧表」に追加し、特記仕様書として明示する必要があります。 また、軽微な設計変更は、概算値による設計変更を行ったうえで、軽微総括時にその数量・金額を設計変更する手法であるため、概数等発注を活用するメリットがありません。 よって、軽微な設計変更の範ちゅうであれば、軽微総括として数量・金額の確定処理を行ってください。							
	<table border="1"> <tr> <td>11</td> <td>概数確定による設計変更は、いつの時期にすればよいのか。</td> <td>概数等発注による設計変更は、契約時に発注者、受注者の相互において変わり得る数量であると認識しているため、「不確定要素の一部又は全部が解消した時点」で工事数量を確定し、「概数として扱った数量の一部又は全部が確定した時点」で変更することとしております。 (概数等発注事務取扱要領 第4 数量確定及び設計変更の時期)</td> </tr> </table>	11	概数確定による設計変更は、いつの時期にすればよいのか。	概数等発注による設計変更は、契約時に発注者、受注者の相互において変わり得る数量であると認識しているため、「不確定要素の一部又は全部が解消した時点」で工事数量を確定し、「概数として扱った数量の一部又は全部が確定した時点」で変更することとしております。 (概数等発注事務取扱要領 第4 数量確定及び設計変更の時期)	<table border="1"> <tr> <td>11</td> <td>概数確定による設計変更は、いつの時期にすればよいのか。</td> <td>概数等発注による設計変更は、契約時に発注者、受注者の相互において変わり得る数量であると認識しているため、「不確定要素の一部又は全部が解消した時点」で工事数量を確定し、「概数として扱った数量の一部又は全部が確定した時点」で変更することとしております。 (概数等発注事務取扱要領 第5 設計変更の時期)</td> </tr> </table>	11	概数確定による設計変更は、いつの時期にすればよいのか。	概数等発注による設計変更は、契約時に発注者、受注者の相互において変わり得る数量であると認識しているため、「不確定要素の一部又は全部が解消した時点」で工事数量を確定し、「概数として扱った数量の一部又は全部が確定した時点」で変更することとしております。 (概数等発注事務取扱要領 第5 設計変更の時期)	
11	概数確定による設計変更は、いつの時期にすればよいのか。	概数等発注による設計変更は、契約時に発注者、受注者の相互において変わり得る数量であると認識しているため、「不確定要素の一部又は全部が解消した時点」で工事数量を確定し、「概数として扱った数量の一部又は全部が確定した時点」で変更することとしております。 (概数等発注事務取扱要領 第4 数量確定及び設計変更の時期)							
11	概数確定による設計変更は、いつの時期にすればよいのか。	概数等発注による設計変更は、契約時に発注者、受注者の相互において変わり得る数量であると認識しているため、「不確定要素の一部又は全部が解消した時点」で工事数量を確定し、「概数として扱った数量の一部又は全部が確定した時点」で変更することとしております。 (概数等発注事務取扱要領 第5 設計変更の時期)							
他-1-57	<table border="1"> <tr> <td>16</td> <td>概数確定による設計変更と通常の設計変更の時期が同時の場合は、設計変更の事務処理は同時にして良いか。</td> <td>概数確定による設計変更を行う際に、これ以外の数量を通常の設計変更理由により変更する必要が生じた場合は、概数確定による設計変更と通常の設計変更を同時に行うことができます。 また、概数として扱っていた数量が、不一致等の他の設計変更理由により変更となる場合は、概数が確定しているか否かにかかわらず、その設計変更理由により変更することができます。 なお、他の設計変更理由であっても、確定数量となる場合は、概数確定による設計変更と同様に「概数として扱う数量一覧表」において確定処理を行う必要があります。<u>(概数等発注要領の運用指針3 数量確定・設計変更等について)</u></td> </tr> </table>	16	概数確定による設計変更と通常の設計変更の時期が同時の場合は、設計変更の事務処理は同時にして良いか。	概数確定による設計変更を行う際に、これ以外の数量を通常の設計変更理由により変更する必要が生じた場合は、概数確定による設計変更と通常の設計変更を同時に行うことができます。 また、概数として扱っていた数量が、不一致等の他の設計変更理由により変更となる場合は、概数が確定しているか否かにかかわらず、その設計変更理由により変更することができます。 なお、他の設計変更理由であっても、確定数量となる場合は、概数確定による設計変更と同様に「概数として扱う数量一覧表」において確定処理を行う必要があります。 <u>(概数等発注要領の運用指針3 数量確定・設計変更等について)</u>	<table border="1"> <tr> <td>16</td> <td>概数確定による設計変更と通常の設計変更の時期が同時の場合は、設計変更の事務処理は同時にして良いか。</td> <td>概数確定による設計変更を行う際に、これ以外の数量を通常の設計変更理由により変更する必要が生じた場合は、概数確定による設計変更と通常の設計変更を同時に行うことができます。 また、概数として扱っていた数量が、不一致等の他の設計変更理由により変更となる場合は、概数が確定しているか否かにかかわらず、その設計変更理由により変更することができます。 なお、他の設計変更理由であっても、確定数量となる場合は、概数確定による設計変更と同様に「概数として扱う数量一覧表」において確定処理を行う必要があります。</td> </tr> </table>	16	概数確定による設計変更と通常の設計変更の時期が同時の場合は、設計変更の事務処理は同時にして良いか。	概数確定による設計変更を行う際に、これ以外の数量を通常の設計変更理由により変更する必要が生じた場合は、概数確定による設計変更と通常の設計変更を同時に行うことができます。 また、概数として扱っていた数量が、不一致等の他の設計変更理由により変更となる場合は、概数が確定しているか否かにかかわらず、その設計変更理由により変更することができます。 なお、他の設計変更理由であっても、確定数量となる場合は、概数確定による設計変更と同様に「概数として扱う数量一覧表」において確定処理を行う必要があります。	
16	概数確定による設計変更と通常の設計変更の時期が同時の場合は、設計変更の事務処理は同時にして良いか。	概数確定による設計変更を行う際に、これ以外の数量を通常の設計変更理由により変更する必要が生じた場合は、概数確定による設計変更と通常の設計変更を同時に行うことができます。 また、概数として扱っていた数量が、不一致等の他の設計変更理由により変更となる場合は、概数が確定しているか否かにかかわらず、その設計変更理由により変更することができます。 なお、他の設計変更理由であっても、確定数量となる場合は、概数確定による設計変更と同様に「概数として扱う数量一覧表」において確定処理を行う必要があります。 <u>(概数等発注要領の運用指針3 数量確定・設計変更等について)</u>							
16	概数確定による設計変更と通常の設計変更の時期が同時の場合は、設計変更の事務処理は同時にして良いか。	概数確定による設計変更を行う際に、これ以外の数量を通常の設計変更理由により変更する必要が生じた場合は、概数確定による設計変更と通常の設計変更を同時に行うことができます。 また、概数として扱っていた数量が、不一致等の他の設計変更理由により変更となる場合は、概数が確定しているか否かにかかわらず、その設計変更理由により変更することができます。 なお、他の設計変更理由であっても、確定数量となる場合は、概数確定による設計変更と同様に「概数として扱う数量一覧表」において確定処理を行う必要があります。							

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月） 新旧対照表（令和5年3月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	新	旧	摘要		
他-1-58	18	結果的に数量の変更が生じなかった場合でも、設計変更は必要となるのか。 また、確定した工事数量を受注者に通知する必要があるのか。	結果的に数量の変更が生じなかった場合であっても、設計図・参考図や数量算出書に変更が生じた場合は、設計変更が必要となります。 また、設計図・参考図や数量算出書に変更が生じなかった場合においても、概数として扱っている数量の一部又は全部が確定した時点で支出負担行為担当者へ報告するとともに、受注者に通知し、承諾書を徴する必要があります。これは、工事施工協議簿において確定した工事数量は、あくまで確認行為のみが完了していることであり、契約上の工事数量を確定したことにはならないためです。 <u>（概数等発注要領の運用指針3 数量確定・設計変更等について）</u>	語句の修正（建設部準拠）	
	11-2 概数等発注（海岸・漁港編）		11-2 概数等発注（海岸・漁港編）		
	4	浚渫土数量を概数として扱うことができるか。 また、浚渫土砂構成が変更となった場合も概数として扱うことができるか。	平面図で浚渫区域、また標準断面図等で計画水深を明確にすることで、概数として扱うことができます。 浚渫土数量の確定に伴い、これと連動して変更となる浚渫土砂構成は、概数の範ちゅうとして扱うことができます。 ただし、グラブ浚渫から硬土盤浚渫に変更となるなど、細別（レベル4）が変更となる場合は、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。 また、浚渫土砂構成は、積算上の現場条件であることから、工事数量総括表の摘要欄等に施工条件として明示する必要があります。		平面図で浚渫区域、また標準断面図等で計画水深を明確にすることで、概数として扱うことができます。 浚渫土数量の確定に伴い、これと連動して変更となる浚渫土砂構成は、概数の範ちゅうとして扱うことができます。 ただし、グラブ浚渫から硬土盤浚渫に変更となるなど、細目（レベル4）が変更となる場合は、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。 また、浚渫土砂構成は、積算上の現場条件であることから、工事数量総括表の摘要欄等に施工条件として明示する必要があります。
他-1-60	11-4 契約書第17条		11-4 契約書第17条		
	6	軽微な設計変更は、何度行っても良いのか。 また、軽微総括を行う時期は、工事終了前として良いか。	軽微な設計変更については、その範囲内であれば何度も軽微な設計変更として上申することができます。 また、「軽微総括」行う時期は、当該工事の不確定要素すべてが解消した時点として良いので、結果的に工事完成前となることもあります。 <u>なお、「軽微総括」として設計変更するまで契約変更を行わないこととなるため、当該工事の不確定要素が解消したと想定される場合は、速やかに「軽微総括」を行い、契約変更する必要があります。</u>	軽微な設計変更は、何度行っても良いのか。 また、軽微総括を行う時期は、工事終了前として良いか。	軽微な設計変更については、その範囲内であれば何度も軽微な設計変更として上申することができます。 また、「軽微総括」行う時期は、当該工事の不確定要素すべてが解消した時点として良いので、結果的に工事完成前となることもあります。
	11	承認図も設計図書の扱いとなるが、支出負担行為担当者に上申して、原本設計書に添付する必要があるか。	設計図書の扱いになりますが、支出負担行為担当者へ上申して、原本設計書に添付する必要はありません。 なお、設計図書である承認図や工事施工協議書を工事成果品と一緒に保管する場合は、保存期限が設計図書10年、工事成果品5年と異なるため、注意してください。	承認図も設計図書の扱いとなるが、支出負担行為担当者に上申して、原本設計書に添付する必要があるか。	設計図書の扱いになりますが、支出負担行為担当者へ上申して、原本設計書に添付する必要はありません。 なお、設計図書である承認図や工事施工協議書を工事成果品と一緒に保管する場合は、保存期限が設計図書10年、工事成果品3年と異なるため、注意してください。
	15	「数量算出書」及び「工事数量総括表」で型枠に係る数量を計上していない場合、設計変更することができるか。	工事目的物施工に必要な設計計上項目は、「 <u>水産土木工事工種体系化の手引き</u> 」で、工種（レベル3）毎に定義付けしており、これらの諸基準により設計計上していることを特記仕様書で条件明示していますので、必要項目が設計計上されていない場合も設計変更することができます。	「数量算出書」及び「工事数量総括表」で型枠に係る数量を計上していない場合、設計変更することができるか。	工事目的物施工に必要な設計計上項目は、「 <u>土木工事工種体系化の手引き</u> 」で、工種（レベル3）毎に定義付けしており、これらの諸基準により設計計上していることを特記仕様書で条件明示していますので、必要項目が設計計上されていない場合も設計変更することができます。

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月） 新旧対照表（令和5年3月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	新	旧	摘要																																				
他-1-63	<p>16 橋台2基施工する工事で、基礎杭を連続施工することとし、「重建設機械分解組立費」を設計計上していない場合、設計変更で計上することはできるか。</p> <p>「土木工事積算要領」で、重建設機械の現場内小運搬に係る分解・組立費は、別途積算計上することと規定され、「土木工事工種体系化の手引き」でも、運搬費の計上項目として「重建設機械分解組立費」が細別（レベル4）として定義付けされていますので、必要性が確認された場合には設計変更することができます。</p> <p style="text-align: center;">12 指定と任意の考え方</p> <p>12-2 設計変更の取扱い</p> <p>指定・任意にかかわらず、当初明示した条件が変更となった場合には、設計変更を行う必要があるため、施工条件明示（地質条件、廃棄物処理条件等）をできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要である。</p> <p>また、当初明示した条件には、特記仕様書や工事数量総括表の規格・摘要欄に明示した施工条件のほか、設計図、参考図、設計計算書及び数量算出書から判読できる地盤線及び土質条件等の事項や、社会通念上、一般的に考えられる事項も含まれることに留意する必要がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>指 定</th> <th>任 意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設 計 図 書</td> <td>施工方法等について具体的に指定する（契約条件として位置付け）</td> <td>施工方法等について具体的には指定しない（標準的な工法等を参考図として示す場合があるが、受注者の任意施工を拘束するものではない）</td> </tr> <tr> <td>施工方法等の変更</td> <td>発注者の指示または承諾が必要</td> <td>受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）</td> </tr> <tr> <td>施工方法の変更がある場合の設計変更</td> <td>設計変更の対象とする</td> <td>設計変更の対象としない</td> </tr> <tr> <td>当初明示した条件の変更に対応した設計変更</td> <td>設計変更の対象とする</td> <td>設計変更の対象とする</td> </tr> <tr> <td>天災不可抗力に対する対応</td> <td>何れの場合でも契約書の規定によって処理するが、「手戻り額」は設計積算の根拠としたものを対象として算定する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、「<u>体系化の手引き</u>」においては、一般的に「任意」に該当し、契約対象とならない細別（レベル4）を括弧書きで表示している。</p>		指 定	任 意	設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定する（契約条件として位置付け）	施工方法等について具体的には指定しない（標準的な工法等を参考図として示す場合があるが、受注者の任意施工を拘束するものではない）	施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）	施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない	当初明示した条件の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする	天災不可抗力に対する対応	何れの場合でも契約書の規定によって処理するが、「手戻り額」は設計積算の根拠としたものを対象として算定する。		<p>16 橋台2基施工する工事で、基礎杭を連続施工することとし、「重建設機械分解組立費」を設計計上していない場合、設計変更で計上することはできるか。</p> <p>「土木工事積算要領」で、重建設機械の現場内小運搬に係る分解・組立費は、別途積算計上することと規定され、「土木工事工種体系化の手引き」でも、運搬費の計上項目として「重建設機械分解組立費」が細目（レベル4）として定義付けされていますので、必要性が確認された場合には設計変更することができます。</p> <p style="text-align: center;">12 指定と任意の考え方</p> <p>12-2 設計変更の取扱い</p> <p>指定・任意にかかわらず、当初明示した条件が変更となった場合には、設計変更を行う必要があるため、施工条件明示（地質条件、廃棄物処理条件等）をできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要である。</p> <p>また、当初明示した条件には、特記仕様書や工事数量総括表の規格・摘要欄に明示した施工条件のほか、設計図、参考図、設計計算書及び数量算出書から判読できる地盤線及び土質条件等の事項や、社会通念上、一般的に考えられる事項も含まれることに留意する必要がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>指 定</th> <th>任 意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設 計 図 書</td> <td>施工方法等について具体的に指定する（契約条件として位置付け）</td> <td>施工方法等について具体的には指定しない（標準的な工法等を参考図として示す場合があるが、受注者の任意施工を拘束するものではない）</td> </tr> <tr> <td>施工方法等の変更</td> <td>発注者の指示または承諾が必要</td> <td>受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）</td> </tr> <tr> <td>施工方法の変更がある場合の設計変更</td> <td>設計変更の対象とする</td> <td>設計変更の対象としない</td> </tr> <tr> <td>当初明示した条件の変更に対応した設計変更</td> <td>設計変更の対象とする</td> <td>設計変更の対象とする</td> </tr> <tr> <td>天災不可抗力に対する対応</td> <td>何れの場合でも契約書の規定によって処理するが、「手戻り額」は設計積算の根拠としたものを対象として算定する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、「<u>水産土木工事 工種体系化構成表</u>」においては、一般的に「任意」に該当し、契約対象とならない細目（レベル4）を括弧書きで表示している。</p>		指 定	任 意	設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定する（契約条件として位置付け）	施工方法等について具体的には指定しない（標準的な工法等を参考図として示す場合があるが、受注者の任意施工を拘束するものではない）	施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）	施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない	当初明示した条件の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする	天災不可抗力に対する対応	何れの場合でも契約書の規定によって処理するが、「手戻り額」は設計積算の根拠としたものを対象として算定する。		<p>語句の修正</p>
	指 定	任 意																																					
設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定する（契約条件として位置付け）	施工方法等について具体的には指定しない（標準的な工法等を参考図として示す場合があるが、受注者の任意施工を拘束するものではない）																																					
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）																																					
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない																																					
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする																																					
天災不可抗力に対する対応	何れの場合でも契約書の規定によって処理するが、「手戻り額」は設計積算の根拠としたものを対象として算定する。																																						
	指 定	任 意																																					
設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定する（契約条件として位置付け）	施工方法等について具体的には指定しない（標準的な工法等を参考図として示す場合があるが、受注者の任意施工を拘束するものではない）																																					
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）																																					
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない																																					
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする																																					
天災不可抗力に対する対応	何れの場合でも契約書の規定によって処理するが、「手戻り額」は設計積算の根拠としたものを対象として算定する。																																						
他-1-68	<p style="text-align: center;">13 不可抗力による損害の取扱い</p> <p>13-5 工事中における天災等の処理手順</p> <p>(5) 発生損害確認書の作成</p> <p>工事監督員及び現場代理人は、調査の結果、損害であることを確認した時は、第59号様式「発生損害確認書」を作成し、工事監督員及び現場代理人の双方が記名押印する。<u>押印は必要としない。</u></p>	<p style="text-align: center;">13 不可抗力による損害の取扱い</p> <p>13-5 工事中における天災等の処理手順</p> <p>(5) 発生損害確認書の作成</p> <p>工事監督員及び現場代理人は、調査の結果、損害であることを確認した時は、第59号様式「発生損害確認書」を作成し、工事監督員及び現場代理人の双方が記名押印する。</p>	<p>道の標準様式の改正（押印の廃止）</p>																																				

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月） 新旧対照表（令和5年3月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	新	旧	摘要
他-1-81	<p>報告様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>（支出負担行為担当者） 様</p> <p style="text-align: right;">工事監督員（職 氏 名） </p> <p style="text-align: center;">概数として扱っていた数量の確定について</p> <hr/> <p>工 事 名</p> <hr/> <p>上記建設工事について、別紙のとおり数量が確定したので報告します。</p> </div>	<p>報告様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>（支出負担行為担当者） 様</p> <p style="text-align: right;">工事監督員（職 氏 名） </p> <p style="text-align: center;">概数として扱っていた数量の確定について</p> <hr/> <p>工 事 名</p> <hr/> <p>上記建設工事について、別紙のとおり数量が確定したので報告します。</p> </div>	押印欄の廃止 （建設部準拠）
他-1-82	<p>通知様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">（記号） 第 号 令和 年 月 日</p> <p>（請負人） 様</p> <p style="text-align: right;">（支出負担行為担当者） </p> <p style="text-align: center;">概数として扱っていた数量の確定について</p> <hr/> <p>工 事 名</p> <hr/> <p>上記建設工事について、別紙のとおり数量が確定したので承諾の上は、速やかに承諾書を提出してください。</p> </div>	<p>通知様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">（記号） 第 号 令和 年 月 日</p> <p>（請負人） 様</p> <p style="text-align: right;">（支出負担行為担当者） </p> <p style="text-align: center;">概数として扱っていた数量の確定について</p> <hr/> <p>工 事 名</p> <hr/> <p>上記建設工事について、別紙のとおり数量が確定したので承諾の上は、速やかに承諾書を提出してください。</p> </div>	

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月） 新旧対照表（令和5年3月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	新	旧	摘要
他-2-1	<p>設計単価の策定</p> <p style="text-align: center;">水産基盤整備事業（漁場）における積算単価について</p> <p>2 設計単価</p> <p>3 設計単価に適用する優先順位</p> <p>①道水産林務部策定単価：北海道水産林務部が作成した水産基盤整備事業（漁場）関係設計単価（以下「漁場単価表」という。）</p> <p>②道建設部策定単価：北海道建設部が作成した全道統一単価及び地方単価（以下「建設部単価表」という。）</p> <p>③地方資材単価：<u>各建設管理部が策定した地方単価</u>（以下「地方単価表」という。）</p> <p>④刊行物単価：<u>「積算資料（積算資料電子版又は、別冊（PDF版）を含む）」、「土木施工単価」、「建設物価（Web建設物価版を含む）」、「土木コスト情報」をいう。）に掲載されている価格により策定した単価。</u></p> <p>4 漁場単価表及び建設部単価表、地方単価表</p> <p>漁場単価表は、北海道水産林務部水産振興課において、資材実勢価格調査、物価資料等を基に策定するもの。設計単価は原則、漁場単価表及び建設部単価表、地方単価表の単価を適用することとし、これらに掲載のないものについては、次の「5 単価の策定」によって単価策定を行うこと。</p> <p>5 単価の策定</p> <p>単価表に掲載のないものについては、次の5-1～5-4の各々定める事項により単価策定を行うこと。</p> <p>5-1 刊行物による単価策定</p> <p><u>「積算資料（積算資料電子版又は、別冊（PDF版）を含む）」、「土木施工単価」（発行：（一財）経済調査会）及び「建設物価（Web建設物価版を含む）」、「土木コスト情報」（発行：（一財）建設物価調査会）に掲載されている価格を用いて、設計単価を策定すること。</u></p> <p>なお、策定については以下による。</p>	<p>設計単価の策定</p> <p style="text-align: center;">水産基盤整備事業（漁場）における積算単価について</p> <p>2 単価の適用</p> <p>3 設計単価に適用する優先順位</p> <p>①道水産林務部策定単価：北海道水産林務部が作成した水産基盤整備事業（漁場）関係設計単価（以下「漁場単価表」という。）</p> <p>②道建設部策定単価：北海道建設部が作成した全道統一単価及び地方単価（以下「建設部単価表」という。）</p> <p>③地方資材単価：各地方建設資材等単価委員会が策定した地方単価（以下「地方単価表」という。）</p> <p>④刊行物単価：刊行物（「積算資料」、「建設物価」をいう。）に掲載されている価格により策定した単価</p> <p>4 漁場単価表及び建設部単価表、地方単価表</p> <p>漁場単価表は、北海道水産林務部水産振興課において、資材実勢価格調査、物価資料等を基に策定するもの。設計単価は原則、漁場単価表及び建設部単価表、地方単価表を適用することとし、これらに掲載のないものについては、次の「5 単価の策定」によって単価策定を行うこと。</p> <p>5 単価の策定</p> <p>単価表に掲載のないものについては、次の5-1～5-3の各々定める事項により単価策定を行うこと。</p> <p>5-1 刊行物による単価策定</p> <p>「『積算資料』（発行：（一財）経済調査会）及び『建設物価』（発行：（一財）建設物価調査会）」に掲載されている価格を用いて、設計単価を策定すること。</p> <p>なお、策定については以下による。</p>	<p>語句の修正（建設部準拠）</p>